

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 平成30年11月26日（月曜日）
午前9時58分開会 午後3時12分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長あいさつ
 - 3 協議事項
 - (1) 消防本部関係
 - (2) 市民生活部関係
 - (3) 市長公室関係
 - (4) 総務部関係
 - (5) 議会事務局関係
 - 4 その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（8名）

委員長 平石 勝司
副委員長 島岡 宏明
委 員 沼田 義雄
委 員 久松 猛
委 員 吉田 博史
委 員 海老原一郎
委 員 篠塚 昌毅
委 員 今野 貴子

欠席委員（1名）

委 員 矢口 迪夫

説明のため出席した者（24名）

市長公室長	船 沢 一 郎
総務部長	望 月 亮 一
市民生活部長	小松澤 文 雄
消防長	飯 村 甚

議会事務局長	塚 本 哲 生
消防次長	相 澤 浩
政策企画課長	山 口 正 通
財政課長	佐 藤 亨
人事課長	今 野 修
管財課長	渡 辺 善 弘
課税課長	羽 成 信 明
選挙管理委員会書記次長	真 家 達 成
市民活動課長	飯 泉 貴 史
生活安全課長	下 村 浩
市民課長	松 本 陽 子
環境保全課長	水 田 和 広
環境衛生課長	五 来 顕
消防総務課長	檜 山 保 明
予防課長	谷田貝 修
警防救急課長	嶋 田 邦 彦
文化生涯学習課長	佐 賀 憲 一
文化生涯学習課文化振興室	中 澤 達 也
警防救急課警防係長	持 丸 恒 次
住宅営繕課主任	稲 葉 智 之

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

傍聴者（0名）

男 0名

女 0名

○平石委員長 おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開催いたします。

今回は矢口委員が欠席ですのでよろしくお願いいたします。事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

これより消防本部の案件について協議を行う。消防本部資料に基づき、平成30年度一般会計予算（第4回）消防施設関係事業について説明願います。

○檜山消防総務課長 委員会資料1ページをお願いいたします。平成30年度一般会計補正予算消防施設関係事業について、ご説明いたします。補正理由につきましては、本年6月18日に発生した大阪北部地震において、小学校のブロック塀が倒れ女児が死亡した事故を受けて、本市においても全庁的に内部調査を行いました。その結果、消防本部が所管する第13分団車庫敷地内にあるコンクリートブロック塀については、昭和57年当時の建築に係る内容が確認できず、建築基準法に適合しているかの確認調査を実施するため、補正を行うものでございます。歳出の補正額につきましては、13節委託料補正前904万6,000円に対し、補正後は922万5,000円となり、17万9,000円の補正をお願いするものでございます。2ページには、第13分団車庫周囲の写真を添付してございます。なお、本調査結果、不適合と生じた場合は、政策経費に予算を計上し、来年度対応となりますのでよろしくお願いいたします。説明は以上です。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○久松委員 建築基準法適合調査の経費というのは、この塀の長さとか高さとかに影響するのですか。

○檜山消防総務課長 こちらの調査の部分でよろしいんですね。見積を取ってございまして、塀の長さというよりは、全体の一部分に穴を開けて鉄筋が正式にエル字型になっているとか、基礎部分を掘削してどのくらいの部分まで入っているとか、そういう調査でございまして、実際の壊す時には費用は長さ等で変わると思うのですが、調査は掘削とか内容によって変わるものだと思います。

○久松委員 大体1件当たりこのくらいかかるだろうと。他にも予算が付いているから。聞くんですけども、大体調査としてこのくらいかかるだろうということですか。

○檜山消防総務課長 今回消防本部の敷地は特殊でございまして、よその調査は1カ所だと思っておりますが、この13分団車庫につきましては、都和の支所と同敷地内で、実際は市民生活部と按分という事でこの予算を計上してございます。

○久松委員 実際にはこの倍かかるということ。

○沼田委員 補正でそうたいした違いではないんですけども、結構な違いなんだよね。これどういう事なんですか。ちょっともっと詳しく説明してもらいたいのですが。補正前が904万6,000円と補正後が922万5,000円と。その差額ね。17万6,000円くらいですか。違いなんですか。どうなんですか。

○飯村消防長 この17万9,000円という金額なんですけれども、これが今回委託費、発注する金額なんです。調査費。本来は市民課と接している塀なんで市民課と消防本部で両方で半分ずつ。ですから、ちょうどこの金額の倍の金額が調査委託料でかかる

ということです。

○沼田委員 物件に対しての調査云々じゃなくて。

○飯村消防長 調査するための費用です。

○沼田委員 結局、それを直すための事務的な費用と。

○飯村消防長 直すためというか、建築基準法に適合しているかどうかの調査をする、その費用です。業者に頼んで調査をしてもらうというための費用です。

○沼田委員 普通はね、見積もりとそう変わらないんだけどね。注文する場合には。

○平石委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、報告事項について、消防団車両に係る物損事故について説明願います。

○檜山消防総務課長 委員会資料3ページをお願いいたします。消防団車両に係る物損事故についてご報告させていただきます。事故発生日時につきましては、平成30年6月8日金曜日19時ごろでございます。発生場所につきましては、土浦市手野町JA土浦れんこんセンター内でございます。和解の相手方につきましては、土浦市田中1丁目土浦農業協同組合でございます。事故の概要につきましては、裏面の写真をお願いいたします。ポンプ操法訓練に伴い、第16分団員が消防団車両をJA土浦れんこんセンター内の所定位置へ駐車するためバックしたところ、停車してあったJA土浦の軽トラックと接触し、右フロントバンパーを破損させたものでございます。消防団車両については、損傷はございませんでした。和解につきましては、相手方に対し10万764円を支払ってございます。物損事故についての説明は以上です。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○海老原委員 バックする時ね、大体後ろに誰かいると思うんだけど、その時はどういう状態だったの。

○嶋田警防救急課長 16分団なんですけど、れんこんセンターでいつも練習をしております。それでいつも練習しているところでちょっと油断があったのか、その時はバックを誘導する人員はついておりませんでした。

○海老原委員 それは徹底してください。

○嶋田警防救急課長 その件につきましては、分団長のメールがあるんですね。それで周知徹底したところがございます。また、22日の日に団の幹部会議がございまして、年末年始の飲酒運転等を含め、交通事故は十分注意するように注意喚起をしたところがございます。

○篠塚委員 操法大会の練習場所、各分団で探して確保していると思うんですけども、その辺の選定とかも本部の方で紹介をしたりとか、借用する手続きとかしているのでしょうか。自分たちでお任せをしているのか。

○嶋田警防救急課長 基本的には、各分団にお任せをしているところです。ただ、どこか借りたいといった交渉の時にやってくれないかという場合に依頼がありましたらお

手伝いしていきましようということです。

○篠塚委員 借りた場合は責任もって消防本部の方でも事故があった場合の対応とか、借主というか、お話ししているんですよね。場所がだんだん無くなってきて非常に照明を使ったりするんで、クレームが来たりとか。使う場所がだいぶ無くなってきたという話も聞きましたので、保証もちゃんと確認していただければと思います。

○平石委員長 この件について何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

次に、平成30年度一般会計補正予算（第3回）10月1日付け専決処分について説明願います。

○檜山消防総務課長 8ページをお願いいたします。平成30年度一般会計補正予算（第3回）10月1日付け専決処分について、ご説明いたします。本年9月30日から10月1日にかけて、関東地方に接近した台風24号により、消防本部の施設設備に被害が発生し、修繕を要した状況についてご報告いたします。2被害状況及び予算要求額をお願いいたします。消防本部管理関係では5カ所の被害が生じております。①といたしまして、第43分団車庫屋根構造材の脱落でございます。こちらに関しては下の方に写真を添付してございます。屋根が剥がれてしましまして、予算要求額としては88万円ほどかかってございます。続きまして、②第24分団車庫シャッターの破損なんですが、こちらに関しては台風の風をあおりシャッターが破損しまして、続く③のシャッター破損により車両のフロント部分にも凹みとキズが付いた状況でございます。こちらの車両に関しては非常にキズが見えづらいので写真は添付してございません。金額としましては、シャッター部分が29万6,000円。それと車両の方も破損に対しての修繕が10万円の予算の計上をしております。続きまして、④第5分団車庫屋外の電灯がやはり風で脱落したものでございます。費用に関しては10万円ほどの修繕料を計上しております。最後に⑤消防水利これは2件ほど消火栓のコーンですね、これが風であおられて若干傾いたものです。これはどちらも真鍋4丁目地内。真鍋4丁目の三角公園ですね。こちらのコーン。それともう1件は八福の先に5差路がございまして。その5差路付近に立っていたやはり消火栓。こちらにも傾いてございます。費用に関しては10万円の計上でございます。補正額につきましては、137万6,000円でございます。報告は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

次に、自治体消防70周年記念茨城県消防ポンプ操法大会結果について説明願います。

○嶋田警防救急課長 5ページをご覧ください。自治体消防70周年記念茨城県消防ポンプ操法大会結果についてご報告申し上げます。日時は平成30年11月17日土曜日。場所は茨城県立消防学校で行われました。主催は茨城県と茨城県消防協会、後援として

茨城県消防長会でございます。出場分団はポンプ車の部6個分団、小型ポンプの部5個分団が出場いたしました。結果ですが、ポンプの部、優勝ですが下妻市消防団、準優勝水戸市消防団、3位つくば市消防団。敢闘賞ということで3つの分団、常陸大宮市、潮来市、取手市はちょっと失格となっております。小型ポンプの部としまして、土浦市の36分団これは準優勝になりました。順位といたしましては河内町が優勝、2位が土浦市、3位が太子町。消防団敢闘賞として行方市と小美玉市となっております。説明は以上となります。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○久松委員 失格ってどういうこと。

○嶋田警防救急課長 操法競技中に審判が介入したということなのですが。細かく申し上げますと、途中で操作員が自分で何をやっていいのかわからなくなってしまって、競技自体がそこでストップしてしまった。このまま続けていても審判が判断してどうしようもないということで、審判がそこから競技を教えてあげてやったということです。

○海老原委員 ちょっと。さっき計算できなかつたんで戻るけれども、一般会計補正予算。合計は147万6,000円じゃないの。ちょっと時間かかっちゃうんだけど。さっき137万6,000円と言ったけれど、合計すると147万6,000円。合計が正しいのか、内訳が間違っているのか。

○檜山消防総務課長 失礼しました。早急に確認しましてご報告させていただきます。

○平石委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、歳末消防特別警戒の実施について説明願います。

○嶋田警防救急課長 6ページをご覧ください。歳末消防特別警戒の実施についてご報告いたします。期間は平成30年12月25日火曜日から12月31日月曜日までとなります。この特別警戒は、歳末の繁忙期を迎え、各種災害の発生が予想されることから、市民の皆様に対し、火災のない安心・安全な新年を迎えられるように特別警戒を実施するものです。これは、警戒心の高揚を図るために火災予防広報を実施するとともに、火災による被害の軽減を目的として、毎年実施しているものです。特に年末から年始にかけて放火などによる火災を未然に防ぐために、市内全域の警戒及び巡回広報を消防団と署が行い、市民の皆様に対して火の元に十分注意していただくよう呼びかけを実施します。警戒実施中の重点項目といたしまして、消防本部・各署所に歳末消防特別警戒実施中の看板を設置し注意喚起をします。消防車両による市内一円の巡回広報活動を実施します。歳末の災害発生に備えて、消防の方で人員を増強します。災害時の迅速な出動と的確な消防活動を期するため、車両配置及び使用資器材の点検整備の充実を図ります。12月25日から広報を実施したいと考えております。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○篠塚委員 年末で忘年会が多い時期に消防の方も動いているのですが、この前も飛行機会社でアルコールが残っているのに操縦しようとした件とか、いろいろあるので、ア

アルコール検知器，できればね，やって運転するとか，そういう指導を念のために，折角パトロールしているのに，アルコールが残っていてもしもの事故があつてアルコール検知されたとなつたら問題になってしまうので，年末の忙しい時にやってもらうので，その辺も通達してほしいのと，それから消防車両，免許証ね，若い人はまだ乗れない方がいらっしゃるでしょうから，その辺の通達再度確認で行っていただきたいと思います。

○嶋田警防救急課長 承知いたしました。アルコールの注意喚起と免許証の携帯と乗れない方もいるということで，そういうことに関して注意喚起をしたいと思います。

○篠塚委員 戻ってしまうのですが，操法大会の練習の場所。借地の契約書とかそういうものがあるのか。あつたら出していただきたい。もし事故があつた時とか補償問題とかがあつたら，各分団で契約しているのか。そういうのがあれば資料として出していただきたい。

○嶋田警防救急課長 調査いたしまして，後日ご報告いたします。

○吉田委員 年末年始，火を使うから，火災が多くなるのはわかるんだけど，放火というのが火災の原因の中では大きなウエイトを占めているけれど，年末年始というのは放火の件数は増えるのですか。

○嶋田警防救急課長 特に年末年始が増えるということはありません。1年を通して放火という犯罪はあるものでございます。ただ自然の火災と違ひまして，故意に火を付けて，大事な生命とか身体とか奪われるというのは年末とかそういう時期にあつてはならないということで，その辺を特に注意喚起をしてというところでございます。

○平石委員長 その他，何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

次に，平成31年土浦市消防出初式の開催について説明願ひます。

○嶋田警防救急課長 7ページをご覧ください。平成31年土浦市消防出初式の開催について報告いたします。日時は，平成31年1月5日土曜日午前8時30分から開始しまして，全体の終了は12時00分を予定しております。場所は，土浦市民会館駐車場にて午前8時30分から観閲式を実施し，市民会館大ホールで午前9時から式典を実施いたします。その後ウララ広場にて土浦市鳶組合の木遣り歌・梯子乗りを午前10時45分から実施します。分列行進は午前11時10分ころから土浦市役所を周回する道路で実施いたします。分列行進後，霞ヶ浦湖畔にて午前11時55分から一斉放水を実施いたします。説明にあつては以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

○平石委員長 その他消防本部から何かありますか。

○檜山消防総務課長 先ほどの海老原委員の質問にお答えいたします。これは誠に申し訳ございませんが，足し算が狂つてございました。それぞれの項目の予算は間違つてございませんが，合計金額が147万6,000円でございます。こちらに関しまして

は、専決処分の議案の方の第30号の方の10ページの方にございます金額でございます。大変申し訳ございませんでした。

○平石委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 委員から何かありますか。

○久松委員 こないだ福島だったか、家族7人が焼け死ぬ災害がありました。先日神立でも死亡事故がありましたよね。どういう火災だったのか教えてください。

○嶋田警防救急課長 神立の火災につきましては、現在原因は調査中でございますが、暖房器具あたりの出火原因が今調査しているところでございます。

○久松委員 1人亡くなっているよね。

○嶋田警防救急課長 はい。亡くなっております。

○平石委員長 私の方から1点よろしいですか。今の久松委員のお話に関連してくるんですけども、その火災私も消防団で出動させていただいたのですが、実は、水利を確保するのに防火水槽のマンホールを頼りに探していたのですが、通常のマンホールと同じマンホールで、しかも汚水とか、その箇所には3つ4つくらいあって、水利を確保するのに時間がかかって戸惑ってしまったということがありまして、たまたまその時かもしれないのですが、お願いしたいのが、防火水槽、特にあのマンホール、通常のと違う絵柄になっていると思うのですが、それが本当に適正に配置されているかどうか確認をしたいんですね。もしもそれが無い場合には、的確な水利を確保するためにもできればお願いしたいなと思ひまして。持ち区の消防団であれば大体は掌握はしているのですが、応援で来た方面隊のメンバーが来たときに、水利を確保するのに時間がかかってしまうというのは、いろいろ今のような大規模火災の時にはすごく重要なことになってくると思いますので、その1点お願いしてもよろしいですか。あと、地元の区長さんから停車場線、特にこれから作るに当たって特にあの辺り水利が少ないということもあるので、できれば確保してもらえないかとの話もありましたので、その点お願いしたいと思ひますので、2件ともお願いしたいと思ひます。

○吉田委員 今の防火水槽というのは、わかるだろあれは。いくらマンホールがいっぱいあったって。

○檜山消防総務課長 以前水利に関しましては、防火水槽も消火栓もそうなんですけど、黄色のペイント等を塗っていたのですが、塗った後にやはり車両に付いたり、いろいろな問題がございまして、今はペイントは中止ということなんですけど。ただ先ほど、委員長からもご説明があったとおり、新しい水利に関してはわかりやすい標記をしてございまして、どうしても古いものはわかりづらいものもございまして、その辺に関しましては、今後の更新等で十分配慮していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○平石委員長 全く無印で同じようなものが3つ4つ重なっていたものですから。ちょっと時間が。1つだけ汚水と書いてあったんですけど。他は全く書いてなくてということ。お願いしたいと思ひます。

その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 消防本部の皆さんは退席して結構です。

(消防本部退席)

(市民生活部入室)

○平石委員長 これより市民生活部の案件について協議を行います。市民生活部資料に基づき、まず、専決処分の承認について平成30年度土浦市一般会計補正予算第3回の説明願います。

○下村生活安全課長 1ページをお願いします。今年の台風24号によります、破損しましたカーブミラー及び交通安全施設の災害復旧事業といたしまして緊急性を要するという状況があったものですから10月1日付で増額補正の専決処分を実施しております。2番目の復旧費用でございますが、11節需用費修繕料、今回補正額18万6,000円。15節工事請負費交通安全施設整備工事費95万1,000円。合計で113万7,000円の補正増でございます。補正内容の内訳といたしまして、3番目になりますが、カーブミラーの修繕、これが合計10箇所。それから交通安全看板撤去費用といたしまして、川口運動公園内にごさいました看板1箇所の撤去の内容となっております。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、専決処分の承認について平成30年度土浦市一般会計補正予算第3回の説明願います。

○松本市民課長 2ページをお願いします。専決処分の承認について平成30年度土浦市一般会計補正予算第3回についてご説明させていただきます。9月に発生いたしました台風24号により上大津支所の南西側屋根の軒先の幕板が破損し、早急に修繕を行う必要が生じたことから10月1日付で補正の専決処分をしたものでございます。補正額といたしましては、災害復旧費の修繕料として15万円を計上いたしました。また、修繕につきましては10月31日に完了しております。以上でございます。よろしく願います。

○平石委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、専決処分の承認について平成30年度土浦市一般会計補正予算第3回の説明願います。

○五来環境衛生課長 平成30年度土浦市一般会計補正予算第3回の専決処分の承認についてご説明申し上げます。3ページをご覧ください。9月に発生いたしました台風24号によります、清掃センター内、管理棟と工場棟の間の連絡通路、渡り廊下部分の天井部のパネルが一部剥離落下いたしました。早急に補修を行う必要がありましたこと

から修繕料につきまして、14万3,000円の増額補正の専決処分をさせていただいたものでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、平成30年度土浦市一般会計補正第4回予算案の説明願います。

○下村生活安全課長 4ページをお願いいたします。事業名ですが神立駅西口自転車駐車場整備事業につきまして、今回神立の区画整理事業に伴います既存の自転車駐車場の解体工事でございますが、10月に入札を実施したところ、解体工事の入札が不調になったため、再度、市場調査を行いまして、市場の適正価格にあった設計をした結果、当初予算額を超える価格になったため増額補正をするものでございます。2番の補正予算額でございます。歳出15節工事請負費、当初予算1,450万円。今回補正額630万円。補正後の予算額2,080万円です。3の事業内容でございます。現在の神立西口の自転車駐車場移設建替えのため既存の駐車場を解体を行うものでございます。なお、今回解体に伴います保証金といたしまして、神立区画整理一部事務組合より約1億400万円の保証金が入る予定となっております。説明は以上です。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○篠塚委員 ずいぶん補正額が、最初の見積があまかったんですか。40%くらい。

○下村生活安全課長 当初のアスベストの除去の費用が建物の外壁の塗装の中に含まれているということで、今回その除去費用の人件費、それからその材料費、それと他の解体に関わります人件費等の増が今回見込まれたということでございます。

○篠塚委員 アスベストは事前にわからなかったんですか。こんなに入っているのに。

○下村生活安全課長 本来であればその予算を取る前にですね、アスベストの調査という形を実施すべきなんですけれども、うちの方の担当課といたしまして、その事前の調査が抜けていたということがありまして、今年の夏前に今年度調査をいたしました。その結果、全体的に塗装の中に含まれるというようなことが判明いたしましたので、あまかったといえば、担当課のあまい見積だったということです。

○篠塚委員 建設の年数によって、アスベストの違いがあると思いますので、今後もしそのようなことがあったら注意していただいて、40%も上がるというのはなんなんだろうという数字になってしまうと思いますのでよろしくをお願いします。

○久松委員 自転車駐車場の問題だけれどもね、一部事務組合から保証費が入る。何が入るといったんだっけ。

○下村生活安全課長 現在の既存の駐車場を壊して、それを新しいところに建てるということで、保証金。

○久松委員 保証金。

○下村生活安全課長 はい。

○久松委員 それがいくら入るのですか。

○下村生活安全課長 それが約1億400万円になります。

○久松委員 解体して作るのにかかる費用を含めて。

○下村生活安全課長 解体費と、後は同じようにそれを建てた場合に。その合計金額になります。

○沼田委員 今アスベストという話があったんだけど、アスベストを使っている建物は何箇所かあるんですか。この役所の中で。アスベスト。これ使うの禁止されている訳だよ。アスベストは。使っちゃいけないと、それを使われているということは、やっぱり直さなくちゃだめでしょ、やっぱりね。これ神立の問題はもう含まれているということがはっきりした訳だからこれは直さなくちゃなんないね。その他にあるかどうかということをやっと。

○下村生活安全課長 市全体でのということですか。

○沼田委員 はい、はい。

○下村生活安全課長 申し訳ありませんが、私どもの方では。

○沼田委員 いいですよ。まあ、答えたくなかったらいいですよ。はいはい。

○小松澤市民生活部長 私の知る限りなんですけれども、アスベストには1ランク、2ランク、3ランクとまあランクがありまして、一番重大なものは調査して撤去していると思います。今回のやつが一番下の3ランクのものであって、飛散の危険性がない。ただ解体するにあたって、飛散する可能性もあるので撤去するというもので、ランクによって、一番危険なものはもう既に私の記憶では終わっていると思っております。

○今野委員 アスベストに関して確認なんですけど、先ほど塗装の中に入っているということをお聞きしたのでしょうか。

○下村生活安全課長 はい、そうです。駐車場の外壁のですね、外側に塗装の吹きつけとか、してあるんですけれども、その中に含まれているという結果が出たものでございます。

○今野委員 そういうやり方もあるということ。そういう方法があって、ランクとしては、通常あるものはそれほど被害があるものではないけれども、解体に関して飛散するのではないかと、そういうこと。

○下村生活安全課長 はい、そうです。含まれているのでそれを剥がすと。まあ除去するんですけれども、その時に飛ぶだろうと。飛散だろうということで対策をするんですが、今回はその塗装面に、特殊な剥離剤を全体に塗って、それを浮かせるというような形で、それが削った時にも飛散しないような形でやっていくというような方法を考えております。

○久松委員 アスベストが含まれているだろうというのは、どういう調査をしてわかるのですか。

○下村生活安全課長 専門業者の方にですね、委託をしまして、それで外壁、内装ボードと。含まれている今までの可能性のところを調査をしたというような結果で、今回塗料内に含まれているという結果が出たものです。

○久松委員 そうすると古い施設については、含まれているだろうという前提で調査をするということが必要だということなのかな。

○**下村生活安全課長** そうですね。建物、年式が何年以前とか、私承知していないんですけれども、古い建物の解体に伴うときには、そういうアスベストの調査をするような形になっております。

○**久松委員** それ今回やらなかった。

○**下村生活安全課長** 私どもも住宅営繕に依頼をしている中で、そういう認識が無かったということが事実です。

○**平石委員長** そうすると完成はずれ込むような形になるのでしょうか。

○**下村生活安全課長** 今回、12月で補正の方をお願いしまして、来年の2月にですね、再度入札を予定しております。全体的には当初予定してました、来年の12月からの供用開始にはずれ込まないというような予定で、現在のところ考えております。

○**平石委員長** その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**平石委員長** この程度。

次に、平成30年度土浦市一般会計補正第4回予算案の説明願います。

○**松本市民課長** 5ページをお願いいたします。平成30年度土浦市一般会計補正予算案についてご説明させていただきます。平成30年6月18日の大阪府北部地震による塀の倒壊被害を受け、建築技師による目視等調査を実施したところ、都和支所のコンクリートブロック塀につきまして、建築基準法施行令に適合しない恐れがあることが判明いたしました。早急に適合調査を実施することが生じたことから建築基準法適合調査経費について、今回補正をするものでございます。補正予算額といたしましては、支所及び出張所費の13節委託料。建築基準法適合調査委託料として17万9,000円を計上するものでございます。また委託料につきましては、都和支所と隣接する消防団第13分団の塀も同様の構造でつながっており、一体的なものとして1箇所の調査とし、調査費用を消防と2分の1ずつ按分するものでございます。契約につきましては、市内各施設の調査につきましては建築指導課で一括契約の予定でございます。なお、今回の調査により建築基準法上不適合と判明した場合は、ブロック塀の撤去及び改修につきましては、平成31年度に予定しております。以上でございます。

○**平石委員長** この件について何かありますか。

○**久松委員** この目視調査は業者が、専門業者がやるんですか。

○**松本市民課長** 建築指導課の建築技師による目視調査でございます。

○**久松委員** 目視のポイントはなんですか。

○**松本市民課長** 高さと塀の厚さなど、あと控え壁があるかどうかとか。調査しております。

○**平石委員長** その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**平石委員長** この程度。

次に、土浦市営斎場の指定管理者の指定について、平成30年度土浦市一般会計補正第4回予算案については関連がありますので一括して説明願います。

○**五来環境衛生課長** 土浦市営斎場の指定管理者の指定につきましてご説明させていただきます。6ページをご覧ください。1番の概要でございますが、平成28年10月の市営斎場の供用開始から指定管理者制度を導入しておりますが、現在の指定期間が2年6ヶ月でございますが、今年度末で満了いたしますことから、来年度以降の指定管理者を指定する手続きを行うものでございます。3番の指定管理者の候補者でございますが、高橋興業、タカラビルメン、五輪共同グループ。こちらは現在の指定管理者でございます。指定期間につきましては平成31年4月1日から34年3月31日までの3年間といたしまして、指定管理料は3年間で1億1,621万8,000円でございます。一番下6番の選定理由でございますが、公募による募集を行いまして、応募は1社のみでございましたが、選定委員会におきまして、ヒアリングを実施するとともに事業計画書等の審査を行いました。その結果、県内外での市町村での火葬場運営の実績。社内教育体制。緊急時のサポート体制など、高い業務遂行能力を有することから、指定管理者候補者として選定をいたしました。続きまして7ページでございます。一般会計補正予算案の資料をご覧ください。31年度から3年間の指定管理者選定に伴いまして、市から支出いたします指定管理料につきまして、債務負担行為の設定を行うものでございます。2番の補正予算額は3年間の総額で1億1,621万8,000円でございますが、内訳につきましては、4番の算出根拠をご覧ください。市営斎場の指定管理料につきましては、斎場の運営経費の見込額から火葬場の利用料、式場等利用料の利用料金の収入見込額を差引いた額でございます。31年度と32、33年度で若干金額が異なりますが、こちらは来年10月の消費税率変更に伴うものでございます。なお、市営斎場の指定管理料につきましては、利用料金収入につきまして、清算方式を採用しております。現在のところ利用件数の変動がまだ大きく、適切な利用見込の算定が困難な状況がありますことから、実際の収入額が収入見込額を上回った場合は差額を返納し、下回った場合は追加で支出をするものでございます。以上でございます。

○**平石委員長** この件について何かありますか。

○**篠塚委員** 3年一回りして、いろんな運営するに当たっての支障があったり、トラブルとか改善とか報告書があがっていると思うのですが、主なものがあれば次回の時に出していただければと思います。それから斎場の入り口がわかりにくいという方が、そういう看板を設置するとか、導線を正面に大型バスが入るところとか、霊柩車が入るところとか、一般車が入ったりとか混乱しているので、導線があると良いという話も聴くので、とりあえず改良する予定があるのかどうかを、それについては今お答えしていただけるのかどうか。

○**五来環境衛生課長** 入り口がわかりづらい等に関しましては、看板等の設置につきまして検討中でございます。バス等の導線ですかね。こちらにつきましては、指定管理者の方との協議をしまして、あと葬祭業者さんと意見交換会等も実施しておりますので、そういった意見も参考にしまして検討させていただきたいと思っております。

○**吉田委員** 本会議中の委員会でもいいから、3社。こういった会社だかわからないから、会社概要を書面で提出してください。

○平石委員長 本委員会の時をお願いいたします。

その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、報告事項につきまして、みんなで協働のまちづくりシンポジウムの開催についての説明願います。

○飯泉市民活動課長 8ページをお願いいたします。みんなで協働のまちづくりシンポジウムの開催について説明させていただきます。みんなで協働のまちづくりシンポジウムにつきましては、市民の皆さまとの協働によるまちづくりの意識を高め、市民活動の活性化を図ることを目的として開催をしているものでございます。本年度につきましては、2番にございますとおり、来年1月26日土曜日の午後、ウララ5階になります県南生涯学習センターにおきまして、地域力と市役所力が一体となった協働のまちづくりをテーマに開催を予定してございます。4番の内容といたしましては、株式会社未来づくりカンパニーの大羽昭仁氏から基調講演をいただいた後、①神立商工振興会、②土浦まちゼミ実行委員会、③六中地区市民委員会の3つの団体から事例発表をしていただきまして、基調講演の講演者とともにパネルトークといたしまして意見交換等を行うものでございます。正式なご案内の文章につきましては、12月中旬ごろ総務市民委員会の皆さまにお送りをするよう、今準備を進めておりますのでお時間がございましたらぜひ足をお運びくださいますようお願いいたします。以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○篠塚委員 まちづくりファンドを設置して3年くらいだよね。4年くらいになると思うのですが、その説明なんかも活動結果報告とかそういうものも出していただきたいのと、それと今後もやっていくのでしょうから、申請方法とか、そういうのもぜひPRしていただきたい有効活用していただくようなものをつくと最高だと思うのですが。

○飯泉市民活動課長 まちづくりファンド事業平成27年度からスタートしております、今現在4年目を迎えております。篠塚委員さんおっしゃられるとおり、制度を皆さんにPRさせていただいているところですが、使い勝手も含めていろいろとより多くの皆さんに活用していただけるようにPRを含めて実施していきたいと思っておりますのでよろしく願います。

○平石委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、土浦市生活排水対策推進計画の策定に係るパブリックコメントの実施についての説明願います。

○水田環境保全課長 別紙の資料、土浦市生活排水対策推進計画の策定に係るパブリックコメントの実施についてをご覧いただきたいと思っております。当計画につきましては、平成3年に本市が県内で初めて水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定され

たのを受けまして、第1期計画を平成4年3月に策定し、その後平成29年度で第2期の計画が終了したところでございます。しかしながら、その計画の中に目標として掲げておりました市内の河川の水質が、その一部には改善が見られるものの、全ての河川において環境基準に達していないと状況でございますので、引き続き平成30年度から39年度までの第3期の計画を策定するものでございます。パブリックコメントの実施につきましても、4番、意見募集期間といたしまして、今月の21日の金曜日から年明けの1月18日金曜日までの募集期間といたしましてパブリックコメントを実施するものでございます。土浦市生活排水対策計画のパブリックコメントにつきましても以上でございます。よろしく申し上げます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、第17回世界湖沼会議についての説明願います。

○水田環境保全課長 続きまして、第17回世界湖沼会議についてご報告をさせていただきたいと思います。資料につきましてはカラーの2枚つづりのものとなります。ご案内のとおり10月13日に第17回世界湖沼会議サテライトつちうらを開催いたしました。議員各位をはじめ、たくさんの市民の皆さまに会場にお越しいただきまして、盛会の上に終了することができました。ありがとうございました。その翌日にはつくば国際会議場におきまして学生会議がとり行われ、15日から19日の期間で本会議の方が開催されました。その中におきまして、16日の分科会の中におきまして上高津貝塚ふるさと歴史の広場の職員の方が、縄文時代における霞ヶ浦の歴史変遷と人間活動という文化の面を披露していただくテーマで口頭発表をしていただきました。また、18日の霞ヶ浦セッションの中におきましても、サテライトつちうらの実行委員長の方からサテライトつちうらの実施状況について口頭発表をさせていただいたほか、土浦市からは7本のプログラムにつきましてもポスターによる発表をさせていただいたところでございます。ページをおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。写真6枚ございますけれども、右下の写真でございます。こちらがポスターセッションの様子となります。こちらのポスターセッションの方で7枚のポスターの方を掲示させていただいたものでございます。3ページをお願いいたします。こちらは霞ヶ浦セッションのコーディネーターを務めていただきました茨城県環境科学センターのセンター長であります福島センター長の方から会議の最終日、19日に会議の総括を行った際の資料となります。ひとつの団体で霞ヶ浦セッションに7件のプログラムを提出した団体は、土浦市だけとなりまして、また、流域市町村でも霞ヶ浦セッションにポスター、それから口頭発表をされた団体はなく、一定の評価を土浦市の努力、7件となりますけれども、一定の評価をしていただいたと考えてございます。第17回世界湖沼会議につきましても以上でございます。よろしく申し上げます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、家庭ごみ処理有料化の実施状況についての説明願います。

○五来環境衛生課長 本年10月1日から開始いたしました家庭ごみ処理有料化の実施状況につきましてご説明させていただきます。9ページをご覧ください。制度を開始して、まだ1ヶ月であることや、9月に駆け込みでごみを捨てる方が非常に多く発生いたしました。排出量が非常に増加したこともありまして、減量化率などをお示しできる段階ではございませんので、開始後1カ月の傾向ということでご理解をいただきたいと存じます。1番、家庭ごみの量でございますが、前年同月比で燃やせるごみが14%、燃やせないごみが27%減少しております。実際は集積場に出された燃やせるごみにつきましては20%減少しておりますが、清掃センターへ家庭ごみの直接持ち込みの方が大きく増加しております。そのため、差引14%減となっております。2番、資源物収集量でございますが、容器包装プラスチック、紙類が50%、古布が70%と大きく増加しております。これまで燃やせるごみとして捨てられていたものが分別していただけるようになったものと思われまます。なお、缶・ビンについては、現在のところ、量的な変化は見られません。3番の新指定袋の製造数等、4番の新指定袋の販売数等ともに、当初見込みの半数程度に留まっております。年度末でもある程度は少なくなると見込まれます。5番、家庭ごみ集積場の状況でございますが、10月第1週に多くの取扱店で欠品、売り切れが発生いたしました。市の在庫は潤沢にございましたが、取扱店の販売見込みが過少だったものです。また、旧指定袋での排出が大量にあったことから、道路上の集積場などもあり、混乱を避けるため、1・2週目につきましては、旧指定袋で出されたものも回収いたしました。また、3・4週目につきましては、警告シールを貼ったうえで残置し、出した方の気付きを促し、次の回収日に回収する対応を行いました。新指定袋の使用率は、1週目は8割、2・3週目は9割でしたが、現在はほぼ新指定袋で排出されております。6番、不法投棄等への対応でございますが、集積場の巡視及び不法投棄多発箇所のパトロールを毎日実施いたしました。有料化を契機とする不法投棄の増加は特に見られておりません。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○島岡副委員長 そうすると120tくらい持ち込みのごみがあるわけですか。

○五来環境衛生課長 そうですね。6%。

○島岡副委員長 6%。

○五来環境衛生課長 そのくらい増加したということです。

○島岡副委員長 持ち込みが。軽トラックで持ってくるわけ。

○五来環境衛生課長 その方によってもですけども、普通の乗用車であるとか、トラックで持ってくる方もいらっしゃいますし。特に土曜日とか、祝日もやっていますので、ものすごい行列ができるような状態になっています。

○島岡副委員長 結局今までは、その燃えるごみはただだったからそこにばらにして入れちゃって出しちゃったけれど。それやるとだいぶ金額がいくから車でもって行った方が安いと、そんな感じなんですか。

○**五来環境衛生課長** 実際には価格は、袋の価格も清掃センターへの持ち込みも、今回10月から値上げしましたので、同じ程度で料金設定をしているんですけど、持ってきた方が安いという、たぶん近くの方だとおもうんですけど、そういうふうな思い込みをしている方がいらっしゃって、結構持ってくる方が増えていると聞いております。

○**海老原委員** 指定袋はサイズが3つでしたよね。これそれぞれの把握はしていないの。

○**五来環境衛生課長** 販売は把握はしてございますが、捨てられたものまでは、捨てられたものがどれが多いかというものまでは、把握はしてございません。当初想定したよりも45リットルが想定よりは少なく、30リットルが結構多く売れているという状況でございます。

○**海老原委員** ちなみに、4番の販売数等があるよね。この内訳はわかるの。わからなかったらあとで。

○**平石委員長** あとでお願いします。

○**五来環境衛生課長** はい。

○**沼田委員** ごみの有料化によって、ごみの不法投棄が増えているんじゃないかと私は思うんですがね、だいぶ監視によって少なくなっていると、そういう報告を受けたんですが、その辺はどうなっているんですか。

○**五来環境衛生課長** 有料化による不法投棄の増加ですね。住民説明。出前講座であるとか、地区の説明会とかでもそういった懸念は多く聞かれましたが、こちらやはり先行他市でも同じような状況ですが、有料化によって直接、不法投棄とか。そういったものが増えるということはあまりみられておりません。全国で見ても同じような傾向でございます。

○**沼田委員** 今後とも見張りというか、やっぱり監視は必要だと思うんだけど。やっぱり不法投棄があるという、そこはいいだろうということで、どんどん投棄して行くと思うんですよ。不法投棄を無くすためには、やっぱり投棄をさせないということ。これが必要だと思うんだよね。

○**五来環境衛生課長** 不法投棄につきましては、やはり有料化前から発生箇所がございましたので、頻発箇所についてはこちらの職員も見回りをしておりますが、なかなか昼間皆さん捨てませんので、そういった場合には所有者の方とお話をして看板を建てさせていただくとか、あとはすぐにごみを捨てていただく。溜めているとそこにどんどん捨てられますので、そういったお願いはしておりますが、なかなか解決には至っていない状況でございます。

○**沼田委員** 私は監視のね程度なんじゃないかと思うんですが、どうなんですか。こう不法投棄の監視はどうやっているんですか。

○**五来環境衛生課長** 不法投棄の監視は職員でやっておりますので、なかなかまめには出来ていない状況です。やはり昼間なかなか捨てませんので、夜間の監視ということになってしまいますので、ちょっとその辺は難しいと考えております。

○**今野委員** 先ほど五来課長のご説明に関連する質問なんですけれども、紙を直接持つ

てくる。皆さんたちが言う説明があったと思うのですけれども。実際こういう有料化になってみると、雑紙がどれほど多いかというのも個人的に感じてまして、ある町内会で雑紙を捨てる。雑紙専用の捨てるボックスみたいなものを人工的に取り付けて、曜日とか全然指定せずに、捨てたい時にどうぞということで、袋に入れるようなことを実験的にやっているという話を聞いて、ちょっと見に行っただけですけれども、非常に多く入っているんですね。ティッシュの空き箱とかその他。それは今後土浦市全体に波及して行くものなのか、どういう状況なんでしょうか。それ雑紙がもしそういう状況で無料ということでも捨てられるということになったらかなり変わるかと思うのですけれども。その辺の実態はどうなのか。もしくはそういう風にさせていただいたらありがたいと思うのですけれども。

○五来環境衛生課長 2番の資源物収集量にもお書きいただきましたが、やはり紙類が5割、それから容器包装プラスチックも5割、古布が7割増えている。こちらはやはり今までの出前講座であるとか、広報冊子であるとか、そういったものを分けいただくごみが減るということをお伝えした結果、そういう風にご協力をいただいていると思います。それと雑紙をいつでも捨てられるようなことですが、確かに、燃やせるごみの日に雑紙があると非常に便利だとは思いますが。あとはいつでも捨てられると。効果的であると考えます。スペースの問題等もありますので、今後そういった取り組みも研究したいと考えております。

○島岡副委員長 私は家でごみ出しを担当しているもので、前の形の方が私個人的には好きなんですよね。ただのあれですか、今は真ん中で縛って。前の方がいっぱい入るような気がして。主婦的感覚で、皆さんどう思っているのかなあなんて。つまらない話ですいませんでした。

○五来環境衛生課長 今回のレジ袋型にいたしました。実際に前の40リットルの袋。40リットルごみが入っているわけではなくて、40リットル用のペール缶にスポット入るサイズですので、実際には60リットルくらい入ったと思われます。実際入ると入るんですけど。今回は、1リットル1円ということになりますので、本当に45リットルは入る。測ってやっておりますので、持ちて付きにつきましても、いろんな意見をいただきますが、選んだ段階です。お年寄りがごみを出す時に握力が無いと持ちづらいという意見がありまして、手に通して持っていける利便性というご意見もありましたので、そういったものを優先させていただきました。やはり、前の方が使いやすいというご意見もたくさんいただいております。

○今野委員 今のごみ袋に関して、私は形状ではなく厚さなんですけど、今回なんか薄いような感じがするのですけれどもね。それで有料なので一生懸命詰めたという心理に対して、結んだら破けてしまうという、そういうクレームというか苦情を何件かいただいてしまったのですが、厚さに関してもうちょっと厚くしようかなとか、そういうことというのはあるのでしょうか。あとこの間テレビでごみ問題に対して土浦は高いということを見られてしまったということがありましたよね。どうなんだと。こんなに薄いじゃないかと。この間破けてしまったということでちょっと苦情をいただいたので、も

うちちょっと厚くできないのかということをおっしゃったのですが、それに関してはいかがでしょう。

○**五来環境衛生課長** ごみ袋の厚さが、破けやすいということは認識しておりませんが、やはり今回、生ごみなんかのピリッというタイプ。あの方が丈夫は丈夫。ただ今回やわらかいタイプで伸びる素材を選んでおります。やはり尖ったものには弱いので、そういったおはしであるとか、そういったものが刺さった時には破けているんだと考えております。厚さにつきましては研究いたしまして、規格の中でも十分な規格だと認識しておりますので、しばらくはこの形状で考えさせていただきたいと思っております。

○**今野委員** 実際強度としては前回のと今回のものでは強度としては変化はないですよ。ということですか。

○**五来環境衛生課長** 前回の袋は、強度的なものと言いますと、作っているメーカーさんによって違っておりました。今の袋はそれより劣っているとは考えてございません。質の面ではですね。

○**久松委員** 私も我が家のごみ係なのでがんばりましょう。今野委員の話なんだけれども、私のところにも意見が寄せられました。薄いんじゃないかと。破れちゃうと。ということで課長は認識していないようだけれども、そうでないような印象を持っている市民が結構多いんじゃないかという印象を持ちますね。覚えておいてください。

○**篠塚委員** あの2ヶ月でまだデータが出ていないと思うのですが、たぶんいろんなクレームとか、ご意見とか、担当課に来てると思っています。今出たのがもし意見等が集約できるのであれば、12月の今度の委員会の時にでも出していただくと非常にわかりやすくありがたいので、皆さんも市民の声を聞いていると思うので、またいろいろな提案ができると思いますので、よろしく願います。もう1点ボランティア袋に関してなんですが、年末になって町内の清掃だとか、いろんなことが多くなってきて、ボランティア袋をどうするんだとか、利用したりとか、捨て方とか、という話も出てくると思いますので、再度の説明資料があれば、今度出していただきたい。ボランティア袋を実際所定のところに出したらどうなんだろうとか。あまり見受けられないものですから、そのものをご検討していただいたものを委員会で報告いただければと。

○**五来環境衛生課長** 次回、提出させていただきます。

○**平石委員長** その他、何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**平石委員長** この程度。
その他市民生活部から何かありますか。

○**五来環境衛生課長** 追加で資料をお配りさせていただきましたが、新治地区の一般廃棄物の処理を行っております新治地方広域事務組合につきまして、今後の対応についてご説明させていただきます。ご案内のとおり、新治地方広域事務組合は、昭和49年に新治村、千代田町、出島村、八郷町がごみ処理施設の運営等を共同処理する目的で設立した一部事務組合で、それぞれの町村の合併を経まして、現在は土浦市、かすみがうら市、石岡市が構成団体となっております。本市では清掃センターの基幹的施設更新工事

が今年度で完了いたしますことから、新治地区を含む全市の一般廃棄物の処理を清掃センターで一本化することが可能となります。現在、組合は、平成21年12月に3市で締結しました、組合事務事業に関する協定に基づき運営されておりますが、10年間の協定期間が終了いたします平成31年度末をもって組合を離脱することについて、2市との協議を開始いたしました。なお、組合は、かすみがうら市、石岡市の2市により、小美玉市に建設中の霞台厚生施設組合の新ごみ処理施設が完成する32年度末まで運営し、その後、組合の解散、施設解体を行う予定であり、今後、財産処分や解体費用の負担割合等について、2市と協議を行ってまいります。総務市民委員会の皆さまには今後、随時ご報告させていただきますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。なお、こちらの内容につきましては、12月議会初日の全員協議会におきましてもご報告をさせていただきます。説明は以上でございます。

○平石委員長 その他市民生活部から何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○平石委員長 委員から何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○平石委員長 市民生活部の皆さんは退席して結構です。

（市民生活部退席）

（市長公室入室）

○平石委員長 これより市長公室の案件について協議を行います。市長公室資料に基づき、土浦市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての説明願います。

○山口政策企画課長 資料1枚お捲りいただきまして、1ページをお願いいたします。土浦市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。こちらは、いわゆるマイナンバーの利用に関する条例の一部改正でございます。まず、1番の改正の趣旨をご覧いただきたいと思っております。生活困窮者の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が交付されました。これは、生活保護法の改正です。この中で進学準備給付金の制度が創設されました。これは、生活保護世帯の子どもの大学等への進学率が全世帯の平均を大きく下回っていることを踏まえまして、貧困の連鎖を断ち切り生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、大学等に進学した際に新生活の立ち上げ費用として給付金を支給するものです。日本人の生活保護世帯への進学準備給付金の支給に関するマイナンバーの利用等につきましては、生活保護法の改正に合わせまして、マイナンバー法も改正されておまして、この中で規定されております。しかしながら外国人生活保護世帯のマイナンバー利用に関しては、条例で規定されておりますことから、この条例に外国人生活保護世帯への進学準備給付金の支給に関する事項を加える改正を行うものです。主な改正点につきましては、2番をご覧いただきたいと思っております。改正前、改正後とございますが、具体的にはマイナンバーの利

用事務として、就労自立給付金の後ろに新たに創設された進学準備給付金の支給を追加するものです。施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

次に、第6次土浦市行財政改革大綱案に係るパブリックコメントの実施についての説明願います。

○山口政策企画課長 第6次土浦市行財政改革大綱案に係るパブリックコメントについてでございます。第5次行革大綱が本年度で終了しますことから、現在、第6次の行革大綱の策定を進めているところでございます。この第6次行革大綱につきましては、外部有識者等10名で構成する行財政改革推進委員会において、これまで3回にわたりご審議をいただき今般、その案がまとまり、パブリックコメントを実施することとなりましたので報告させていただきます。資料の2ページをお願いいたします。パブリック・コメントの実施についてでございます。まず、3番をご覧ください。募集の期間につきましては12月5日水曜日から12月24日月曜日まで。公表、閲覧方法については、4番にございますとおり、広報紙、市のホームページに掲載するとともに、市役所、支所、出張所、各地区公民館で閲覧することができます。このほかツイッターやつちまるファンクラブ等も活用しまして、周知に努めてまいりたいと思っております。それではここで、今回パブリックコメントを実施いたします第6次土浦市行財政改革大綱案について説明させていただきます。別添の冊子をご覧ください。表紙にございますとおり、今回は、改革と協働で創る未来の土浦とのスローガンを掲げております。1枚お捲りいただきますと、目次がございます。第6次行革大綱は、2部構成となっております。まず前段では、策定にあたってということで、これまでの取り組みや現状と今後の見通し、大綱の位置付け等を記載してございます。後段が、今回の大綱の考え方を示しております。2枚お捲りいただきまして、1ページがこれまでの取り組みということでございます。3ページからが現状と今後の見通しとなります。まず、本市を取り巻く状況として、3ページ4ページで人口減少と少子高齢化の進展、5ページからこれまでの財政状況の推移、8ページから今後の財政見通し、10ページの4番で公共施設の改修・更新費用、5番でICT社会の進展について各分析を行っております。これらを踏まえまして、11ページに列挙した課題への対応が求められております。1つ目が人口減少への対策、2つ目が財政運営の健全化、3つ目が公共施設等の健全化、4つ目がICT社会への対応と、こうした課題への取り組みが現在、求められているとしております。12ページをお願いいたします。大綱の位置付けです。第6次の行財政改革大綱は、第8次土浦市総合計画を下支えする計画の一つであり、総合計画の将来像である「水・みどり・人がきらめく安心のまち活力のまち土浦」の実現に向けて、改革の基本方針及び改革項目を定めて、行財政に関する施策について、より効果的・効率的な推進を図るものです。大綱の期間につきましては、13ページの表の2段目にありますように2019

年度，平成31年度から2023年度，平成35年度までの5年間となります。15ページからが第6次の行革大綱の本論部分になります。本市ではこれまで，第5次にわたる行財政改革大綱に基づき，コストを削減し，スリム化を図ってまいりました。新たな大綱では，コスト削減等を継続しつつも，行政・市民・団体，事業者等が役割分担のもと協働・連携してまちづくりに取り組むことが必要なことから，改革と協働で創る未来の土浦を基本理念として，将来にわたって持続可能な財政基盤を目指すものです。16ページが大綱の体系になります。先ほど申し上げました改革と協働で創る未来の土浦を基本理念とし，市民満足度の高いサービスと効率的・効果的な行財政システムを構築するため「市民の視点」，「協働の視点」，「健全財政」の視点の3つを改革の視点とし，「市民との協働・地域力の強化」，「持続可能な財政運営の確立」，「効率的・効果的な行政運営の確立」，「機能的な組織・人材づくり」，「適正な公共施設マネジメントの推進」，「情報発信・ICT社会への対応」の6つを改革の基本方針とし，16の改革項目を位置づけ行財政改革の取り組みを推進していくものです。また，この新大綱のもと，数値目標を設定した具体的な実施計画を位置づけ，毎年度進捗状況の把握やローリングを行ってまいります。17ページ以降はですね，改革の視点，基本方針，各項目の内容となっておりますので，後ほどご覧いただきたいと思います。第6次土浦市行財政改革大綱についての説明は，以上です。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○吉田委員 パブリックコメントができました。今度の大綱の中で目玉が，基本理念が改革と協働ですね。これは私も大賛成です。これから行政が人口が減るとともに，行政が小さくなってきますから，やはりそれに対して市民も，市民や団体においてもやはり，市からの恩恵とか，なんでもやってもらおうという意識ではなく，やはり住んでいるもの自ら市の為に何かできるか。そういうのを植えつけていくというか，そういう理念を市民に広く知っていただくというのは今後の土浦市にとって大事なことだと思います。また，数値目標を立ててやるということ，これが私はいつも思うんですけども，やはり数値目標がないと，これ毎年やっていますよね。毎年やっていくスタイルだと思うんですけど，数値目標がないと，アバウトな全体的なイメージの大綱になってしまうので，そこはきちっと実数値でもって考えていくという体制，これが私は一番だと思いますので，それはよろしくをお願いします。

○海老原委員 20ページの一番下の行なんだけれど，扶助費等の義務的経費の適正化というなんだけれど，義務的経費はこれから増えしていく，目に見えているなんだけれど。ここで適正化というのは多分，ひとつはこれか，補助金の見直しね。

○山口政策企画課長 そういうこともございまして，扶助費の見直しをしております。

○海老原委員 扶助費は間違いなく増えていくよね。それを減らさなくてはならないのかな。

○山口政策企画課長 減らせということではありません。

○島岡副委員長 私は会社をやっていると，入るを量りて出づるを制すで，出づるを制すの方はだいぶわかるんですけど，入るを量っている部分があまりその言いたい

は、ネーミングライツとかという部分がありますけれど、あとあまり無いようなんですが、これはそういった普通の会社じゃないので、しょうがないのかなあと思うのですけれど。

○山口政策企画課長 実施計画の中では、税金の徴収率のアップですとか、今おっしゃられたネーミングライツ、それから広告事業等でなんとか収入の方も増やして行こうということで位置付けは行っております。

○島岡副委員長 本当に収入を伸ばしたいと思ったらもうちょっと違うやり方もあるのかなという気もするのですけれど。これだけじゃなくて。そういうことに関しての。

○山口政策企画課長 文言の中では、それくらいかもしれませんけれども、ふるさと納税も含めまして、新たな歳入というのは常に何かしらアンテナを張り巡らせて収入を上げて行こうということも実施計画の方には記載してございます。

○平石委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、平成30年度3ヵ年事業実施計画についての説明願います。

○山口政策企画課長 3ヵ年事業実施計画について説明させていただきます。別添の平成30年度3ヵ年事業実施計画をご覧ください。1枚お捲りいただきまして1ページをお願いいたします。実施計画策定の目的ですが、2番にございますように3ヵ年事業実施計画は第8次土浦市総合計画に基づき、施策の基本的方向や施策展開に基づいて実施する主要な事業について、予算編成や事業実施の具体的な指針としまして、効果的かつ計画的に実施するため策定したものでございます。3番の実施計画の位置づけ及び期間をご覧ください。計画期間は、平成31年度から平成33年度までの3年間ですが、毎年度ローリング方式により見直しを行ってまいります。位置づけにつきましては、2ページ上段の図をご覧ください。総合計画上の位置づけでございますが、一番上に平成30年度から39年度までの10年間を計画期間とする基本構想がありまして、基本構想に基づき取り組むべき施策・事業を体系的に示した平成34年度までの前期基本計画、基本計画に基づき、33年度までに実施する事業を定めた実施計画といった構成となっております。その下、対象事業としましては、①投資的経費に係るもの、②政策的または計画的な推進を必要とするものなど、記載してございます6つの項目を対象としております。続きまして3ページ6番の本市の財政見通しをお願いいたします。本年度の決算見込みを含めたこれまでの3年間と実施計画に基づいた平成31年度から33年度までの3年間との比較表でございます。左側が28年度から30年度まで、右側が31年度から33年度までとなっております。上半分が歳入、下が歳出となっております。大きく変動しておりますのは、一番右側の伸び率をご覧いただきたいと思います。歳入では市債が57.0%減、歳出では、投資的経費が60.9%の減となっております。これは、これまで実施してきた大規模事業が一段落することに伴うものです。一番下の歳出合計で見ましても、これまでの3年間で約1,750億円だったものが次年度からの3年間では、約1,530億円と約224億円減少する見込みです。続きまし

て、4ページをお願いいたします。こちらの表は平成31年度から33年度における実施計画に位置付けられた主要事業です。一番上から給食センター再整備事業に約37億円、市民会館の耐震化及び大規模改造事業に約21億円、一つ置きまして、汚泥再生処理センター整備事業に約26億円、5ページにまいりまして一番下、神立駅西口土地地区画整理事業に約11億円を見込んでおります。続きまして6ページ以降が第8次土浦市総合計画に基づき分類しまとめたものでございます。ここでは、特徴的なものについてのみ、ご説明いたします。まず11ページをお願いいたします。部門別計画、第1節市民が主役の安心・安全なまちづくりの中の第5項、雨水等による浸水被害に強いまちづくりでございます。主な事業として、現在、計画を策定しております下水道ストックマネジメント事業や公共下水道雨水排水路整備事業など、総事業費約17億円を予定しております。続きまして12ページをお願いいたします。第2節心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくりの第1項生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実です。主な事業として、学校施設非構造部材耐震化事業や学校給食センター再整備事業など、約43億円。13ページにまいりまして、第4項歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくりで、市民会館耐震化及び大規模改造事業など、総事業費で22億円を予定しております。このほか、16ページをお願いいたします。第4節ふれあいとあたたかいまちづくり第2項結婚から出産・子育てまでの支援の充実では、新たに幼児教育・保育無償化事業が加わり、総事業費約13億円でございます。20ページをお願いいたします。第5節環境を重視するまちづくりで第4項環境美化と環境衛生の推進では、33年度完了を予定しております汚泥再生処理センター整備事業など、総事業費約27億円。次の第5項安全でおいしい上水道の安全供給では、水道老朽管更新事業など、約33億円。また、その下、第6項快適で衛生的な暮らしを支える下水道の整備では、公共下水道整備事業など、14億円を見込んでおります。21ページにまいりまして、第6節快適でゆとりあるまちづくりでは、第2項持続的な発展を支える高質な都市基盤整備として、道路新設改良事業、荒川沖木田余線I期整備事業ほか、街路事業などで約24億円が見込まれます。一枚お捲りいただき、22ページの一番下、第5項生活拠点となるコンパクトな市街地の整備では、神立駅西口地区土地地区画整理事業など、約11億円が見込まれているところです。以上、3ヵ年事業実施計画について、説明をさせていただきました。以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○吉田委員 意見というか私の考え方をちょっと述べさせていただきたいのですが、本市の財政見通し、3ページにありまして、大型事業が、いわゆる箱もの事業だな。残るのは給食センターと市民会館、20億と30億と大きいんだけど、これが終わると今後は、まず箱もの事業はないよな。まず予定もしていない。だから市債も減り、借金毎年返していくということで投資的経費も減るといのがわかります。この3ヵ年計画の大事さとかね、やはり各部署、部門においても必ず事業をするには3ヵ年計画を基にみんな予算づけをしてますよね。これがね土浦市の基本かなと私は考えております。もう少し言えば3ヵ年計画の上に5ヵ年ぐらいのやつがサブでもってあってもいい

のかなど。それは前というか、皆さんに公表しないで各部門で、部署でもってやっていけばいいのであって、そういった財政が厳しくなるということで、でもやることはいっぱいあるというのが現状ですから、これが行政だから、その辺の3ヵ年計画、ましてや5ヵ年計画というのは、やはりきちっと保ってやると。課長がおっしゃったように毎年ローリングをしながらやっていくと。というのが、これが大前提だな。これをまず職員に周知してほしい。ただその中で大型の箱もの事業がなくなったけれども、まだまだあるけれども、雨水の整備とかね、水道管の敷設換えとか、これはねもう古い土浦市だから歴史がある分だけやはり毎年の経費としてはこれはかかると。そういった投資ではないけれども経常経費の中で、これだけ結構大きな金額がかかるんだよという認識を忘れずにいて欲しい。それが感想。もう一つ。最後にね少子化の問題で、いわゆる子育て支援とかいうところに相当予算をかけなくてはいけないけれども、そのある評論家に言わせるとね、日本はいわゆる少子化で人口が減っていくと、だから子育て世代に財政的な支援を多くするんだと、やっているけれども、人口は増えない。じゃあなんだと言ったら、その以前の結婚だよな。男の人と女の人に結婚していただくということを今まで行政はあまり重視してこなかった。補助でもって、そういった民間がやっている結婚の出会いの場というのを補助するとか、そういうのはやっていたけれども、やはりこれからの時代は、その結婚に対して行政がもっと突っ込んで、予算も兼ねてやらないと人口は減っていく一方だなと。子育て支援ももちろん大事だと。でもその前にあるものもやはり行政として注目していった方が私はいいのかなという感想をしました。以上です。

○篠塚委員 3年計画の中では、33年度内、39年度まで出ている街路事業、荒川沖木田余線じゃなく、木田余神立線か、街路事業と、あと常名虫掛線街路事業。これはやっぱり見とおしがなかなか厳しいところがあるのでしょうか。それを含めて長期的に見なければいけない。でも進めていかななくてはいけない事業ということで認定している事業ということでよろしいのですかね。

○山口政策企画課長 当然用地を買収しなくてはならないということもひとつですし、国の補助事業として、少し先細っている部分もございますので、財政的措置の方も見ながらということになるかと思えます。

○篠塚委員 土浦市としては大切な事業だということで位置付けているということでもよろしいですか。ありがとうございます。

○平石委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、土浦市公共施設跡地利活用事業については、財産の譲渡について、旧大岩田幼稚園跡地売却との関連することから、一括してそれぞれ説明願います。

○山口政策企画課長 資料の4ページ、5ページをお願いいたします。土浦市公共施設跡地利活用事業について、でございます。公共施設の跡地につきましては、6月の総務市民委員会でもご説明させていただきましたとおり、市としての利活用が見込めない跡地につきましては、積極的に売却を進めるということで、まずは3つの幼稚園につい

て、公募型のプロポーザルを実施しましたので、その結果についてご報告いたします。大きな1番でございますが、公募の結果、第二幼稚園と大岩田幼稚園に応募がございました。順にご説明させていただきますと、(1) 第二幼稚園につきましては、事業者は、学校法人常福寺学園。こちらはもみじ幼稚園を運営されているところですね、提案事業は、認定こども園の運営でございます。譲渡価格につきましては、8,787万8,000円でございます。(2) の都和幼稚園につきましては、記載してありますように参加事業者はございませんでした。(3) 大岩田幼稚園につきましては、日東エンジニアリング株式会社から、日帰りデイサービスやショートステイ事業としての提案で、3,500万円での応募がございました。こちらの大岩田幼稚園につきましては、下の※印にもございますとおり、③の譲渡価格、こちらは応募してきた価格でございますが、こちらが④の基準価格を下回っているため、地方自治法の規定によりまして、財産処分には議会の議決が必要となることから、現在は仮契約となっております。なお、(1) 第2幼稚園につきましては、譲渡価格が基準価格を上回っていることから、10月17日に契約を締結しております。また、今回の処分に伴いまして、2つの幼稚園とも国庫補助金を活用して建設や改造工事を実施していることから、補助金の返還や学校施設整備に充てるための基金積立、借り入れた起債の繰上償還が必要となります。こちらは記載しておりませんが、この金額について口頭で申し上げますと、第二幼稚園につきましては、国庫返還金が877万4,000円。基金の積立金が331万2,000円。繰上償還金が2,440万3,000円となっております。ちなみに合計をいたしますと、3,648万9,000円ということでございます。大岩田幼稚園につきましては、国庫返還金が237万6,000円。基金の積立金が152万3,000円。繰上償還金が2,168万7,000円と、3つを足しますと、合計で2,558万6,000円という結果となっております。こちらにつきましても、今回の定例会で教育委員会から補正予算が議案として提出されることとなっております。続きまして、2番をご覧ください。今回、参加事業者の無かった都和幼稚園につきましては、改めて利活用事業者を募集いたします。5ページの(2)にございますとおり、金額を含めた売却条件は変更いたしません。また、選定方法につきましても公募型のプロポーザルといたします。12月中旬から公募を開始いたしますが、今回は、公募期間に期限を設けず、随時受付とさせていただきます。前回との違いはここだけでございます。私からの説明は以上でございますが、先ほどご説明いたしましたように、大岩田幼稚園の売却にあたりましては、議会の議決が必要となりますので、今回の定例会に財産の譲渡について議案として提出する予定でございます。私の報告と密接に関連しておりますことから、総務部にも出席をいただいておりますので、議案について続けて説明していただきたいと思っております。

○渡辺管財課長 別紙でお配りしております、委員会資料の財産の譲渡というA4縦2枚の綴ったものをご用意ください。ただいまご説明いたしました旧大岩田幼稚園の案件でございます。まず、物件につきましては、土地3筆で合計2,689.72平米。建物につきましては、園舎、こちらは鉄筋コンクリート造2階建て、及び倉庫でございま

す。譲渡価格につきましては、土地及び建物、合計3,500万円。契約予定の相手方といたしまして、市内に本社を有します日東エンジニアリング株式会社でございます。契約方法でございますが、土浦市公共施設跡地利活用、公募型プロポーザルといたしまして実施の方をいたしております。当該跡地につきましては、今回の当該業者1社から応募の方がございまして、利活用事業の提案書の提出の方を受けまして、9月下旬に開催されましたプロポーザル選定委員会において、事業者からの提案内容の説明、質疑応答、その後審査の方を行いました。その際の評価の基準といたしましては、大きく3つの基準で評価の方をしておりまして、まず、一つ目の基準。これは事業者の資質ということで、これは事業者の経営規模、事業経歴等を評価するものでございます。二つ目の基準。こちらは提案事業の内容を評価するものでございまして、こちらは、まちづくり及び地域への貢献度及び提案事業の実現の可能性等を評価をするものです。最後に三つ目の基準としましては、見積額から評価をするもので、今回のプロポーザル実施に関しましては市が事前に提示しました基準価格。これがいわゆる市の売却希望価格でございますが、この売却希望価格をたとえ下回る価格の提示でも、ただちに失格とはせず、提示された価格についても審査評価の方を行うとしたものでございます。以上説明しました3つの基準。事業者の資質、それから提案事業の内容、それから見積金額の3つにより、総合的に評価を行いまして選定をされたものでございます。契約方法としましては、プロポーザルで選定された契約予定者との契約ですので、随意契約となるものでございます。説明の方は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○吉田委員 今、金額が返還金、契約金とか、繰上償還とかあるんだけど、箱の1番右から2番目の全体差引はわかるよね。返還金の差引とはどういう計算するの。

○山口政策企画課長 こちらは、国庫の返還金と基金の積立金、それから繰上償還でございまして。この中で基金の積立に関しましては、学校施設の整備に充てるということで基金を積立学校施設に充てるということでございまして。繰上償還につきましては、本来であればいずれ返さなければならなかったものだということで、純粋に返還する金額がそちらの左側にある金額ということで、売買価格から返還金額を引いたものを記載をさせていただいたものです。

○吉田委員 要は返還金は即返すしか無いんだよな。返還金はな。差引で第二幼稚園だと7,900万はあると。繰上償還は随時やればいいんだからということで含んでないと。なるほどね。ちょっと考えます。

○篠塚委員 大岩田幼稚園の件が基準価格と実際の差額がでてしまったということがありますので、審議するにあたって資料を用意していただきたい。プロポーザル選定の経過、経緯とか。会議録まではいかなくてもいいけど、どういう基準で、さっき3つの基準でと言ったけれどそれを出して欲しい。それと大岩田幼稚園の評価額はいくつか出ていると思うんだけど、評価額をどういう風に出したか金額を出していただきたい。それとこの当事者さんの実績ですね。実際の福祉施設をやるにあたっての実績、計画等を出していただきたい。希望価格よりも下回った時に、今後売った場合にですね。これか

らもいっぱい出てくるので納得するようにね、解釈がそれをどうするんだということになると思うので、その辺のところをよく議論しないといけないかなと思うのでその辺の資料をお願いします。

○山口政策企画課長 次回の委員会の時まで。

○篠塚委員 次回の委員会の時までで結構です。

○久松委員 先ほどの説明のあった3つの基準というのは、基準価格に反映されているということですか。どういう意味ですか。

○渡辺管財課長 3つの基準の方はご説明いたしましたが、見積金額の評価に関しましては、点数がどれほどというのはこれからもありますので、公表の方は詳しくは出来ないのですが、基準価格を基本としまして事業者が出してきた見積金額によって、早い話が点数が下がっていくような形で評価の方はしております。

○久松委員 だからよくわからないの。それでは。意味がわからない。3つの基準というのがあるんだけど、この3つの基準はなに。何のためにこの3つの基準を設定しているのか。この基準が、この基準価格に反映しているのかどうなのか。ていうことなの。ただ、例えば土地が4,094万だけでも時価総額なのか、それとも3つの基準を反映した金額なのか。意味がよくわからない。

○山口政策企画課長 まずプロポの要件と基準価格というのは別のものでして、基準価格というものは、市で売却希望価格です。こちらの方は評価額とかそういったものではございません。市場価格とかそういったものからこれくらいの金額で売りたいと。市民の貴重な財産でございますので1円でも高く売りたいという希望がございましたので、このくらいであれば売れるのではないかとというようなものを算出しまして基準価格というものを設けてプロポーザルに掛けている。ですからその金額というのは最低制限価格ではございませんので、その金額を下回ったとしてもその時点で失格ということではないと。金額が低ければプロポーザルの点数が低くなるというようなことになってございます。

○久松委員 だったら時価総額で計算したらいくらになる。

○山口政策企画課長 こちらの方は別途鑑定というものを取ってございます。大岩田幼稚園につきましては、総額で2,593万円という金額でございます。

○久松委員 それが鑑定価格なの。

○山口政策企画課長 はい。

○沼田委員 土地については不動産鑑定士を入れるとか、建物は減価償却ありますよね。減価償却が。その基準に則って計算するとか。そういう方法は取られてないのですか。

○山口政策企画課長 先ほども申し上げた鑑定価格につきましては、委員さんがおっしゃられているような方法で金額の方は出されていると思います。

○沼田委員 例えば土地の場合ね。不動産鑑定士。これの基準の価格がありますよね。それを入れてやっている訳でしょ。なにかやっぱり目安にするものがなければ基準価格というのはでないんですよ。まあ結構ですよ。

○吉田委員 それでは次回の委員会で資料が欲しいんですけども、それは大岩田に関しての、日東さんがやる日帰りデイサービス・ショートステイなんですけれども、これは保健福祉部の方から資料を取ってほしいのですけれども。市内で現在、デイサービスをしている事業者。社会福祉法人、医療法人、民間企業を含めてどれだけあるか。デイサービスの定員というのがあると思うんですけども。定員が各施設あって、それが現在利用率が、利用者が何名、イコール利用率がどうなっているか。というものを出して欲しい。というのは、今課長言ったように提案者の提案の業種の内容だよな、可能性を私どもは知るしかないから、デイサービスが結構いっぱいだよとか。まだ足りないよとか。というところで審査しないと事業の継続性というのは図れないものだから、その辺ちょっと細かく保健福祉部に言って資料を出してください。

○山口政策企画課長 はい。わかりました。

○平石委員長 その他、何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。若干休憩を取ります。午後1時より再開します。
(午後0時8分 休憩)
(午後0時59分 再開)

○平石委員長 それでは、平成29年度土浦市の財務書類についての説明願います。

○佐藤財政課長 私の方からは資料は全部別添になりますので、よろしくお願ひします。土浦市の財務書類というのが本編でございまして、こちらにつきまして、今回要約版を作成しておりますので、この内容を要約したものを、ポイントを絞らせていただいで説明させていただきたいと思ひます。土浦市の財務書類分析要約というレジメですね。これをお願ひします。1ページですが、統一的な基準による財務書類ということで、こちらは平成18年から総務省で地方公共団体の財務書類。これを公会計ということで、ストック情報と、そういったものの関係から提唱するものでございまして。平成27年1月に総務省より、太字にありますとおり、統一的な基準による地方公会計マニュアルというのが示された。これにつきましては、地方公会計の分がちょっと、東京方式とか、総務省方式とか、非常にまだ進まないとか、非常に統一的な様式が進まなかったということから総務省が統一的な簡素化した様式で全市が作れるようなマニュアルを提唱され、平成29年度末までに、地方公共団体において同一の財務書類を作成することになりました。土浦市でも27年度決算分から統一的な基準に基づく財務書類を作成しております。その下でございまして、統一的な基準の財務書類の特徴ということで、網掛けの部分ですけれど、一番上のぼちで複式簿記による発生主義ということで、こちらにつきましては、今までの現金主義から発生主義というような単式簿記ではなく、複式によるコスト情報についての的確な情報開示といったものを導入と。それからその下、固定資産台帳の整備と。市が所有する固定資産について、台帳を整備して管理するということございまして。この2つにつきましては従前からの基準。他の様式につきましても提唱されているものでございまして。3番目に比較可能性ということで、今回は類似の団体と全ての団体がこの同じ基準でやるということで、比較それから同じ

市の中での経年比較が容易になるということで、今後は財政状況を比較可能になるというのが大きい特徴。それから目標ということになります。その下の四角でございますが、財務書類の構成ということで4つでございます。貸借対照表、これは資産、負債についてです。行政コスト計算書、これは資産、負債につながらない費用の面です。純資産変動計算書ということで、負債の部分を除いた純資産の部分。これをこの変動をどういう風になったかというのを明らかにする。資金収支計算書、これはキャッシュフローと呼ばれるもので、現金の流れを、これを明らかにしていく。こういった4つの書類で財務書類ということになっております。その下、分析における前提条件ですが、他団体との比較ということで、当市と同規模。これ10万人以上くらいの団体の平均値と比較して行っております。2ページをお願いいたします。ここからちょっと細かい数字が並んでいるんですが、ポイントを絞らせていただいております。4表による分析とあります。①貸借対照表。これはご案内のとおり、資産及び負債の状況を明らかにしているというものでございます。平成29年一般会計等ということで、左から固定資産、それから流動資産、資産合計と。右側に負債。そこから資産から負債を引いた純資産と、純資産、資産の合計という欄でございます。固定資産につきましては、前年度比で下に丸で囲んでおりますが資産増とありますが、大きい箱ものといいますか、清掃センター、アルカス、川口運動競技場。こういったものが整備されたということから、資産については104億と大きく増しております。一方、右側の負債。これについては、やはり地方債。これ大規模事業に係る地方債が増したということで、負債の部が35億と大きく増になっているというところでございます。その下でございますが、純資産比率ということで、世代間公平性を図る指標ということでございます。これは純資産を資産合計で割っているということで。資産のうち負債を引いた返済義務のない純資産がどのくらいあるかということで、この比率が高いほど財政状況が健全であるということが図れるというものでございまして、平成29年につきましては、54.5%ということで一般会計。全体会計、これは特別会計も含めた全体会計です。それから連結会計とありますが、これは3セク等も含めたもので、この3つの会計を図っているものでございますが、主に一般会計を中心にご説明申し上げますが、一般会計についても平均値よりは下がっていると。やはり、負債、起債の率が多いということで、どうしても上がるということでございます。その下、将来世代負担比率と。その下に有形固定資産減価償却率とございますが、この2つは密接につながっているものでございます。その辺も含めてご説明申し上げます。こちら将来世代負担比率は、将来償還に必要な地方債がどれだけ負担しているか。この比率が高いほど将来世代の負担が高い。重いとなっております。平均値に比べまして45.1%ということで、平均よりも高いことになっておりまして、社会基本整備が将来の負担に地方債が平均より低く、大きく将来の負担は重くなっているということがいえると。その下、有形固定資産減価償却率ということで、建物などは使っていくと目減りをするとということで、それが減価償却でございますが、当初取得時の価格に対して、価格減少がどのくらい進んでいるか。言ってみればどれだけ老朽化しているか、目減りしているかというものを表わすものでございます。これは減価償却累計

額ということで、その目減りの累計を有形固定資産取得価格。買った時の価格ですね。それで割っていくと。最終的にはこの累計額が多くなればなるほど古いというような形になっております。こちらは比率が高いほど施設の老朽化が高いということで、こちらにつきましても平均値よりは若干低いというような状況になっております。将来負担比率と有形固定資産減価償却率、2つをまとめて申し上げますと、下の四角にあります。公共施設への新規投資や老朽化対策として更新投資を積極的に行っているため、有形固定資産減価償却率は減少傾向である一方、純資産比率は低く、将来世代負担比率は高い傾向ということで、大規模事業がやっているということで、将来世代への資産。起債が多くなっているということで、将来世代への負担率が多くなっているということでございますが、これを言い換えれば、将来世代で高いということですが、公共施設の整備が進んでいると、その結果として、将来への財政負担が多くなったことに対する妥当性を示した比率というものでございまして、こちらは両方が高くなっているということになりますと、施設の老朽化が高いのに将来世代への負担が重いということになります。そういう風になる状況は非常に危険な状態であるというところでございます。3ページでございます。行政コスト計算書でございまして、これは民間企業でいうところの損益計算書というものでございまして、市債、負債につながらない経費をどれだけ支出しているかというものでございまして、これは平成29年度一般会計ということで、経常経費、人件費、それから移転費用、それから物件費、その他費用とありますが、移転費用というのは、いわゆる対価を伴わない支出という意味で、補助金的なもので生活保護、それから各種補助金などについての部分でございます。こちらは三角になっているところ、人件費等、移転費用でございまして、28億と大きく減しておりますが、これは駅前北地区市街地再開発事業についての繰出金。これが29年は減ったということで減になっているところでございますが、これも一応大きく影響しているところでございますが、各主要で駅北の影響というのは大きく出ているところでございます。その下でございますが、住民一人当たりの行政コスト。これは行政コストの中に歳入の部分は税金も含めないという決まりがございまして、参考程度でございまして一般会計については、平均値が310という右側のところに比べて、298と。市民一人当たりの行政コストは平均並みというところでございます。全体会計、連結会計とも、連結会計は公表はございませんが、全体会計ともやや下回っているくらいの程度でございます。その下、受益者負担の割合ということで、こちらも参考程度となりますが、先ほどいいました税収、これを経常経費、経常収益に税を含めないということなので、行政コストのうち、受益者が負担している割合ということで、非常に率は少ないということでございます。これは一般的な使用料とか、そういったものでどのくらい上がっているかというところになりますと、5%程度と。まあ平均程度となるものでございます。その下にまとめがございまして、一般会計等において、駅北再開発事業会計への繰出金が事業進捗により大幅に減少したため、前年度と比べて純行政コストは減少しているとありますが、駅北の繰出金というのは、実質、資産形成にもつながるような部分でございまして、29年度はちょっと特異な状況であったというような形でございます。4ページで

ございます。純資産変動計算書の3番、先ほどいいました純資産というのは税金や国、県補助金など、市の負債に伴わない純粋な資産。その変動よりは明らかにするということで、将来世代の資産の増減を明らかにしていくと。こちらにも駅北の繰出金減という特殊要因の基。純資産については大きく増になっています。これは駅北からの一般会計からの資産。これが所管換えがあったと、所管換えをされたということで、上の表の下にあります貸借対照表に1,005億円が移動してきたというところから大きく増となっております。その下、行政コスト対税金ということで、行政的なコスト。経常的な収入、行政コストですね。それが昨年度財源等で賄われた割合を示すということで、こちらに税金と国、県等の補助金で表してございます。行政的なコストについては、やはり高く90%。28年度は、これも駅北の影響がちょっとございまして100%を超えているところですが、90%。平均並みの行政コストの賄い、税金でもっとも賄っているというようなどころでございます。④でございしますが、資金収支計算書。これは資金の流れの区別に明らかにするということで、キャッシュについてでございまして、こちらは棒グラフの真ん中に業務活動収入、投資活動収入、財務活動収入と3つの区分に分けてございます。業務活動収入は毎年継続的に行われている行政サービスに関する一般的な収支。それから投資活動収入は、これは公共施設の整備や基金、積立金に関する収支。財務活動というのは、地方債の借り入れ、それから返済に関する公債費的な収支でございまして、これはプライマリーバランス。いわゆる公債費。5番。5ページに移っていただくと、基礎的財政収支ということで、一般的に言われるプライマリーバランスと、こちらは地方債の償還と元利払い。地方債の収入を除いた収支をどのくらいあるかというところがございます。プライマリーバランスは、ご案内のとおり国などは大きな赤字国債のためにプライマリーバランス赤字となっているというところがございますが、本市の場合は、先ほど申し上げましたとおり積極的な資産更新事業。これを行っているということからプライマリーバランスはやはりマイナスとなっていくという状況でございまして、市債に頼るところが大きくなっていくというところがございますが、一般会計につきましてはそれでも若干減少をしているところがございます。でもまあ右側の平均値に比べますと、まだだいぶマイナスが高い状況にございますが、これは資産の形成を積極的に行っているというところが、逆に言えば読めるというところがございます。その下、債務償還可能年数ということで、これも今回の財務書類の大きな分析資料、大事な分析資料とされているところで、その下(A)将来負担額、引く充当可能基金ということで、まあ言ってみれば将来の負担額、これは、起債、地方債やそういった借金的なものを示しておりまして、そこからそれに充当できる基金がいくらあるかというものから、それから業務収入から業務支出を引いたものと臨時財政対策債の金額を足したもので除したものであるということでございます。これは地方債や退職手当金といった債務が当年度の償還可能財源の何年分で表したのか。要するに投資コストをすべて廃止して、すべて償還に回したとすればそれは今年の償還で何年分くらいで可能なのかというところがございます。27、28、29とございまして、これもやっぱり駅北の繰出金が大きく、28がございまして、国補助が29年に入ってきたと。出るものが多

く、入るものが少なかったということで36年分となっております、これは県内でも最下位程度のレベルになっておりました。しかし29年度は駅北の事業が終わりまして、国、県の補助も終わったことから入ってきたということから12年程度になっております。大体これは10年から15年程度であれば、標準とされているところがございますので、まあ標準に近づいているというところがございます。以上、まとめますと、一番下でございます、5ページ下でございますが、基礎的財政収支プライマリーバランスが債務可能年数が改善されているということでございますが、前年に引き続き大規模事業の影響で投資活動における支出が多いということでプライマリーバランスは平均値を大きく下回る結果となっております。しかしながら公共資産投資の大部分は公債財源で賄われているため、一時的にプライマリーバランスの大幅なマイナスになるとは、これは地方自治体にとってはよくあることだということでございます。国とは違って赤字国債というのは発行して結果ではないということでございまして、これは住民に対するサービス提供能力を有し将来世代に対して便益を提供する社会資本の必要な投資は、基礎的財政収支が中長期的に見て均衡する状態であれば問題ないと考えられているということで、今後状況を注視していくということでございます。一番下に将来世代への負担の先送りが顕著にならないよう安定的な財政運営を運営していくことが必要ということで、新しい公会計制度は、始まったばかりということでもございまして、経年の比較や他市の比較が重要ということがございますので、今後も本市の財政の問題については、この財務書類をはじめ研究をしていくことが必要かと存じます。最終的には予算にも活用していくというようなところでございます。説明については以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○吉田委員 国からの要請で公会計制度になって、いわゆる国としては地方団体を財政的に一括して見られるような基準だよ。基準が今までバラバラだったから、よく地方団体の財務内容が把握できなかつた。それではまずいというんでこの制度ができたわけなんだけれども、ということは、要は土浦市も他の団体の内容をこの制度で上がって来るから見られるということでもいいのか。間違っていないのか。

○佐藤財政課長 1ページのところに当市と同規模団体9団体の単純平均値との比較というのがございまして、この他市というところなんですけれど、これはまだ公表というまではされていないんです。これは地方公会計センターというところで10万人以上のところの9団体の平均して、財政課の方でお願いしているコンサルに資料を集めてきてもらったわけなんですけれども、この中ではどの団体かというのはわからないですけれど、将来的には決算状況とか、それと公開していくということが提唱されています。ですから、他の団体も同じように総務省のホームページに行くと財務4表の状況が見れるようにするというのが大きな目的です。だから統一的な基準による地方公会計マニュアルという名前がつけちゃっているんで、総務省の方でも統一的という名前を入れて総務省の思いと、あせりが伺えるような状況。統一がなかったのでおっしゃるとおり。

○吉田委員 平成の大合併の時に、全国どこでも合併する相手の財務内容とかなんかは

知らなくてはいけなかったんだけど、なかなかこれが把握、会計の処理の仕方とかさ、やり方が違ったから裏に隠れているところが見えなかったのかなあとういのがあったんだよね。土浦とつくばの話が出たときなんか、やはり見えない部分とかね、そういうのがあったもんだからね。制度としてはいいのかな。こういうのがな。

○佐藤財政課長 今おっしゃったように合併の時にもそうだったんですけど、今まで数字上のものはわかるんですけど、資産上のどのくらいあるのかというのが出てこなかったというのが大きくて。さっきおっしゃったとおり、つくば市さんなんか、非常にその更新しなくてはいけないものがたくさんあったりというのが見えないというのがあったというのが、それも目的です。

○久松委員 総務省ホームページにいつ頃アップされるの。

○佐藤財政課長 これは、はっきりした年限はまだ出ていないんですけど、将来的には出すべきということで、提唱はされているんですけど。

○久松委員 それを前提にして作っているんでしょ。

○佐藤財政課長 そうです。じゃないと総務省統一的基準とした意味がないので。はい。29年末までにとということなので、それを踏まえて30年以降に。早い時期ということだと思うんですけど。

○篠塚委員 土浦市は進んでいる方だよね。これだけやっているということは。基準があったからこれだけできたと思うんだけど、類似団体と比較できるくらいまで、また3、4年かかると思うんだけど、この基準を基に土浦市独自のものをもう少し、今度は市民にね、わかりやすいように。多分これでは専門的知識がないとわからないので、もっとざっくりばらんにわかりやすい方法を検討していただいてお願いをしたいと思います。

○佐藤財政課長 そうですね。確かにおっしゃるとおりなので、広報紙などに、もっと簡単な数字で出せるような。そうしないと本当はいけないと思います。

○平石委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、平成30年度長期財政見通しと財政運営の基本的な考え方についての説明願います。

○佐藤財政課長 別添資料、長期財政見通しと財政運営の基本的な考え方でございます。1ページからでございます。長期財政見通しの策定ということで前提条件とありますが、こちらにつきましては平成25年から示させておまして、先ほどの財務処理も一緒ですけど、独自の事情といったものを反映させていくと。国の仕様では図れない。これを見極めた上できちとなお持続可能な財政運営を行うという観点から、この長期財政見通しを作成しているというものでございます。1番の長期財政見通しの策定というところの下から3行目くらいからですね、市税をはじめとする一般財源の大幅な伸びが見込めない中で、計画的な戦略的な高い、持続可能な行政運営の指針とするため、平成30年度の3ヵ年実施計画の策定にあわせ、毎年長期的な展望に立った財政見

通しを策定するものでございます。会計は一般会計で、3番今年度、31年度から40年度までの10年間。昨年度は29年から39年、10年間と1年間先に延ばしてローリングをしているということでございます。前提条件につきましては、一番上の丸で制度改正等を踏まえて策定しているということでございます。それから丸の3つ目なんです、公共施設の維持補修費など、今後の修繕に年間5億円を要するものとして、3ヵ年実施計画にプラスしていると、3ヵ年実施計画には図っていないものにプラスして債務合計足している。それから消費税値上げなども反映しているということでございます。密接に係る人口でございますが、毎年ございますが人口ビジョンをさしていただいております。2ページでございます。5番、歳入歳出の推計。まずは歳入でございますが、こちら市税につきましては、今お話したとおりに、人口ビジョンを反映し各税金の予算の平均伸び率を乗じているということでございます。②地方譲与税交付金でございますが、交付金につきましては、地方消費税交付金につきましては、消費税の値上げと。自動車取得税交付金、これは特に消費税の値上げとともに廃止になる見込みでありますので見込んでございませぬが、新しく環境割という制度に移行するというところでございますが、実績と制度が決定しないため、本見通しに入れておりませぬ。それから地方交付税でございます。こちらは普通交付税、国の制度上、基準財政収入額というものから基準財政需要額を差し引いた不足分を交付税に算入するというところで、その制度上の計算をして見込んでおります。次の3ページの方に行きますと需要額というところで、図の1の2で合併算定替イメージというのがございまして、合併によります地方交付税のけいさ、これを個別に計算すると、いわゆるスケールメリットの逆の計算ができますので、多く算出するというところを合併10年後から5年かけて、段々にそれを減らしていったら、平成33年には通常の土浦市としての計算方式になるということで、言ってみれば合併のあめとむちの部分であります。この合併算定外によつての合併は別々に計算したものととの差額は約13億から14億円くらいになる見込みでございます。それが13億14億があめだった部分です。なくなるとむちの部分という形になる。それと④負担金・使用料。これは消費税の引上げ部分を見込んでおります。ただし、賄い材料費のような食料に関しては、特例制度がございませぬので対象外にしております。国、県支出金は、平均の扶助費の推移などに行っております。市債につきましては、臨時財政対策債や過去の平均伸率や国の動向を踏まえて算出してしております。4ページでございます。歳出でございまして、人件費については、例年とおりに新年度採用者に係る給料とそれから退職者に係る給料を見込んでおります。扶助費でございますが、こちらにつきましても過去の決算状況を算出して、人口ビジョンの年齢別を3区分に別に増減を加味しております。公債費につきましては、借入条件を加味して実績を加味して計算しております。物件費、これは消費税等を裾が広い物件費でございますので、消費税などを勘案し各経費を見込んでおります。修繕費でございますが、これは消費税のほか突発的に起きる修繕を5億円を見込んでおります。その他、補助費については、投資及び貸付金を計上し、30年予算の基礎としております。7番繰出金でございます。公用先、それから下水道、農水、駐車場の特別会計は、主に公債費の償還状況と事業費の増減を勘案

しております。これから国保、介護、後期高齢については、平成30年度予算などを勘案し事業の状況等勘案して算出しております。5ページにございますが、国民健康保険。これはご案内のとおり、平成30年度から茨城県が保険者となったことから、事業の安定化に係る基準外の繰出しを減少を見込んでおります。こちらにつきましては、各特別会計の繰出金については平成30年予算をベースに伸び率などで緩和しておりますが、国保の特別会計につきましては、やはり30年度予算をベースにしております。その中でも保険事業や葬祭費、出産一時金などの事業から、国庫県支出金、市の負担金、いわゆるルールを除いた保険料などで賄えない分、基準外繰出金。いわゆるルール外繰出金につきましては、国の地方財政計画でも勘案されていないということから、国の方からも国保運営方針に基づき、計画的段階的なルールに削減を進めるようにと、すべしとされている観点から、本見込みにおきましては、31年度におきましては30年度の予算額。これはルール替繰出分が5億円でございます。これを5,000万ずつ削減し、31年度は4億5,000万。それから、その後32年から毎年、5,000万円を削減していくものでございます。ただし、国保会計におきましてはやはり高齢化や低所得者を多く抱えているという見込みでございますので、34年まで5,000万円を削減していくものの、その後は3億円と、ベースでルール替の繰出しは、そのまま行っていくような見込みとさせていただいております。なお市や県の決算状況によって繰出金の変動がございます場合は、今後もローリングをしていくというものでございます。6ページでございます。6ページの表を見ていただくと主要事業、こちら3ヵ年事業の中から抜粋という形でございますが、事業計画は矢印については概ね36年ごろに終了するものと、それから継続的に進むものとございます。継続事業を除きますと当面の大事業としましては一番上の学校給食センター、それから市民会館耐震化、ひとつ飛ばして衛生センター、汚泥再生センターですね。一番下ですね、神立西口の区画整理事業などがございます。7ページでございますが、こちらは検討中の事業ということで財政状況を鑑みて現在検討中でございますが、3ヵ年事業等に組み込まれた場合は主要事業に入ってくるというものでございます。8ページでございます。こちら総括表でございます。こちら毎年お示ししておりますが、基金の枯渇状況をお示ししているものでございます。上の表の大きい表の下から3番目ですね。これが当初予算を算定する時における歳出超過分でございます。30年は、これは予算ベースでございましたが、31年見込みからは歳出歳入超過が14億。それから32年が10億6,900万。33年が14億となっております。その歳出超過分をその下から2行目の基金で同額賄っていくという形になっております。そうしますと平成35年まで同額で賄っておりますが、下の基金の残高にもありますとおり、36年にて全額賄うことができず、マイナス12億となるという見込みになっているものでございます。昨年度でございますが、30年から10年間の見込み。今年が31年度から10年間の見込みでございましたが、基金枯渇が昨年同様36年度に基金が枯渇するという見込みでございますので、基金の見込みが先延ばしにならなかつたという意味で悪化と言わざるを得ない状況となっております。赤字に転じる見込みが先になった場合、新規事業反映によって累計額が増になって

いく状況であるということでございます。この赤字になった見込みというのは新給食センター、清掃センターの改修の検討事業を見込んだことや来年度以降、そのような事業が本格化しているということ。すいません。清掃センターは衛生センターですね。なったことや合併算定外ですね。それから地方交付税の減の影響や社会補償費である扶助費、後期高齢、介護の繰出金などが増になっていく見込みであるということでございます。続きまして10ページでございます。ここからはグラフによって個別の歳入歳出の推移等を中心にご説明いたします。1番財政収支の見通しでございますが、先ほどのとおり、下の下線部にありますが、30年から40年までの累積収支不足額は145億円になるという見込みでございます。昨年度に見込んだ29年度から39年度の累積収支額は130億円でありましたので、悪化の見込みとなり継続的に厳しい行財政改革が必要不可欠であると思っております。11ページでございますが歳入でございます。大規模事業の市債の減により32年度以降は490億円程度で推移する見込みでございます。表の下①市税でございますが、こちらは国の景気が緩やかに回復しているというものに同調しまして、個人市民税は緩やかな増加基調が続く見込みです。法人市民税はほぼ横ばいでございますが、消費税の引上げと同時に実施される法人税割の税率引き下げの影響が平成34年度までに大幅に減少する、以後、緩やかな増加基調が見込むと思われま。12ページでございます。固定資産税は地価の横ばいで、地価が増加していることから土地税収の減収傾向は市全体としては横ばい。市税総額では、おおむね横ばいで推移すると見込みでございますが、劇的な増というのは見込んでおりません。見込めないという状況です。②地方交付税は先ほども申し上げましたが、合併算定外の影響がございまして減少になる見込みですが、交付税の減などによりまして歳出が減りますので、減少基調で推移すると見込んでおります。13ページでございますが、その表でございますけれど、地方交付税、32年これは特別交付税の部分が大きく、これは汚泥再生処理センターの部分が特別交付税ということで大きく伸びますが、普通交付税については概ね横ばいと公債費の減により、減するというような見込みです。次、国庫支出金については扶助費がやはり大きく影響しておりまして、緩やかに増になっていくというものでございます。14ページでございます。市債でございますが、下線部でございますが、31年度までは汚泥再生処理センターなどの事業や神立、学校給食センター、市民会館などによりまして大規模事業が多くて公債費を超える発行額になっていくということでございます。32年以降は大幅に減少する見込みでございますが、これも年度が近くなると事業の結果によりまして、ローリングしていくということでございますので、横ばい状況で現在の見込みでございます。続きまして15ページから歳出でございますが、学校給食センター、市民会館やはり大事業もあるので、平成32年事業の完了がありまして、32年度は510億円を下回りますが、やはり扶助費、その公債費が増と。更新などがありますので500から510億円程度で推移、全体としてはしていくというものでございます。16ページでございます。人件費でございますが、若年化により減少。33年度以降は減少傾向ですが、一定時期には鈍化していくということで、再任用の関係で鈍化するというところでございます。扶助費でござい

ますが、老年人口の増加によりまして、老人福祉費、それから障害福祉費など、ニーズにより大きくなっていると。それと子ども子育て支援事業に伴う児童福祉費などが大幅に増加していく見込みであります。こちら社会補償と税の一体改革などにより増が今後伸びる可能性がございます。17ページ公債費でございますが、公債費は平成35年がピークになる見込みでございますが、その後、緩やかに減少していくものでございます。その下、繰出金でございますが、下水道、農集、各特別会計の公債費、繰出金の減少基調でございますが、後期、介護、繰出金増に見込まれますので、総額では増額基調で推移すると。国保につきましては、先ほど申し上げましたとおり31年から5,000万円ずつ減少して3億円にルール替を維持するという見込みを作っております。18ページでございます。投資的経費でございますが、投資的経費は市民会館耐震補強など、汚泥再生処理センターなどの進捗することにより32年から大幅な減となるものでございます。それ以降は公共施設等総合管理計画を踏まえまして、公共施設等更新費として年間35億円を見込んでいるというものでございますが、こちらも年度が33年34年と近づく状況においては、更新費用なり、が増えるという見込みがございますので、今後もローリングをして実態を把握していくというところでございます。19ページ基金残高でございますが、これは総括表でお示したように、基金については36年度には一般財源が枯渇し、以降は回収困難財政不足が、この本見込みでは生じるというものでございます。一般財源基金が枯渇するのは折れ線グラフで表しているところでございます。20ページでございますが、地方債残高でございます。こちらにつきましては、平成29年度末に1,024億円となって、過去のピークであった平成10年度の1,017億円を上回るということでございます。ただし、平成10年の時の起債というのは合併特例債など有利な起債ではございませんでしたので、現在のところでは有利な起債でございますので、交付税措置があるということなので、一概には言えないところではありますが、起債残高は過去を上回るところでございます。投資的経費の減少によって徐々に減少していくことは見込まれるというところでございます。21ページでございますが、財政指標の見通しというところでございます。各指標を線グラフにて見込んでおりますが、経常的収支。これは100を超えると経常的経費は賄えないという状況でございますが、平成36年度には92.8まで上昇する見込みでございます。こちらはどの市町村も同様でございますが、現在は90%を超えるという状況が普通になっている状況になっています。これは扶助費の割合が多いというところでございます。実質公債比率、これは公債比率の基調に合わせて8.7まで上昇しますが、その後は低下をしていく。それから将来負担比率。これは大規模事業の実施に伴う市債発行などにより31年度までやや高い水準とありますが、市債残高の減少を反映して低下していくと。いずれにしましても財政健全化法に基づく基準を大きく下回る比率で推移するというものでございますが、この基準というのが国が関与しないという意味での健全化という意味でございますので、こちらについては本見込みなどと合わせて将来を注視していくものでございます。最後でございますが22,23ページでございますが、その基本的な考え方ということでございまして、まず1番上の累積収支不足額が145億円とな

っております。去年は29年から39年までで累積不足額が130億円となったもので、悪化しているといわざるを得ない状況でございますが、今年度一般財源基金は平成36年収支不足を埋めきれず枯渇する見込みと、真ん中線が、下線であります。昨年度は一般財源基金を取り崩さず決算剰余金を活用して財政調整基金の積立、市債の繰上償還を5億ずつ行ったということで、基金枯渇時期が昨年度長期見通しと同じ平成36年度と、食い止めたような、ちょっと苦しい言い訳になってしまいますけれど、なっております。具体的には、その抜本的な対策が急務でございますので、右下の6.9億円とありますが、一般財源枯渇後の収支不足額の69.3億円ということでございまして、31から40年の間に、それを単純に10で割ると69.3億円を何とかしなくてはならないというような見込みになってございまして、そのためには単純なことではございますが、歳入の確保と歳出の抑制を行っていくということでございます。先ほど3ヵ年事業の時も適正化という話がございましたが、歳入確保の適正化ということもございまして、人口維持をしていくというのがまず一番税収の基本。それから収納率の向上。それから未収債権の回収方法、促進。それから売却貸付広告などの保有資産の有効活用ということで、先ほどもありました公共施設等の剰余金を積極的に活用していくというものでございます。それからネーミングライツの導入なども図っていくと。23ページ。特別会計の使用料、手数料等の適正化ということで、受益者負担の関係から無料化施設なども有料化を検討、将来的にはしていく。その下の一般財源基金の確保ということで、財政調整基金の適正額は一般的標準財政規模の10%といわれておりますが、29.2億になることからこの水準を確保するように剰余金の積立に努めるということですが、類似団体ではこの割合が15.5%。市にあてはめると45.2億となることから44.4億円から目標となるということでございまして、昨今の大きな災害がございまして、この災害につきましても、国の方でも手当がなかなかできないというような状況が考えられることから、市の財政調整基金の重要性が高まっているということで、財源対策に10%、災害対策に10%。20%というのがひとつの確保の目標であるという話もございまして、だから類団の15.5%というのもあながちありえない数字ではないということで、やはり45億円くらいは必要のかなというところがございます。その下、歳出の抑制ということで、公共施設のマネジメントということで、公共施設の総量の30%を目標に公共施設等総合管理計画を念頭におきましたので、その目標を具現化することが大事だと。それから、その下、大胆な事業のスクラップ。こちらはスクラップアンドビルドというところですが、スクラップに比重を置くことも必要になってくるのかなというところがございますが、なんでもかんでもスクラップということはしてはいけないこととございますので、効果の薄い事業とか必要のついた事業をよく見極めて見直しを行っていくというところがございます。その下計画的かつ厳格な選択と集中による事業の重点化ということで、上記に関連することとございますが、選択と集中という言葉がただの文字にはならないようにちゃんと説明責任があるような事業計画を行っていくと。一番下、行政コストなどの費用対効果の検証ということで、先ほど地方公会計制度。こういったものを活用し、将来の財政負担、施設などについて、

民営化も含めて運営のあり方など検討するとありますが、資産などの老朽化などをよく研究していくということでございまして、今後も経常経費など赤字になりますとそういったものも削減しなくてはいけないという状況になると、予算は骨と皮という予算になってしまいますので、市民サービスの低下につながるということになりますので、持続可能な財政を図るために委員の皆さまの意見などをお伺いしながら、持続可能な運営につなげていくということが必要だと思っております。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○吉田委員 昨年度の財政見通しの文書よりも、厳しいことが書いてあるな。

○久松委員 大型公共事業が相次いでやられて、盛挙されたけれども、その結果が財政悪化を招いたと、こういう風に理解していいのかと思うのですが、どうですか。いいんですよね。いいですか。

○佐藤財政課長 はい。

○久松委員 それでね、公共事業一つ一つが必要で、市民にとって必要な公共施設だけでも、しかし、懐具合を見ながら進めて行かなければいけないはずだったんだよ。懐具合を無視してやっちゃったという結果がこういうことになったんじゃないですか。

○佐藤財政課長 先ほど、公会計の中にもございましたが、将来への負担が多くなって来ている部分と、やはり公共施設を更新して行かなくてはいけないという同じ部分がございますので、やはりどこかでそれをやらなければならなくちゃいけないということで、懐具合を最低限に今後もこれ以上悪くならないような状況を備えつつ、やることはやっていくというようなことでございますので。

○久松委員 財調の枯渇するような事態を予測しながら、公共施設の整備は有り得ないんだよ。こんなことは。そっちの健全財政を見極めながらできるだけ先送りして整備していくということを怠った。そうでしょ。じゃなきゃこういうことにならない。こういうことは有り得ない話なんだから。以上。

○吉田委員 逆を申せば、この大型事業なんかを承認したのは議会だから、議会にも大きな責任があることを私は言いたい。執行部だけがやったわけではない。議会がその仕事をやっていいよと承認したんだから。だよな課長な。

○篠塚委員 財政だけの見通しだけで行くと非常に厳しいことなんですけれど。もう一つ裏には市民の満足度というのが出てくるのではないかなと思うんですが。やっぱり市民の満足度、魅力を上げたり、文化を上げたり向上という意味でやっていかななくてはいけないというものを通しては、魅力ある街を作るにはやっぱりいろんな施設も作らなくてはいけない。それで満足度と両方で補うというか形になるのは、市の財政というか、今回に出てくるものではないかなと私は思うんですが、それを調査するのは難しいと思うんですけれど、ただ、この数字的にはこういう厳しい状況なので見直していくという数字的には非常に厳しいけれどもやっていかななくてはいけないことだと思います。これは意見です。

○久松委員 これも意見だけれども。こういうことの結果。入るを量りて出づるを制すなんてやっていると、さっきの国保の5,000万円の減額じゃないけれども、市民負

担増になってくるんですよ。ね。市民負担増で、ぶぶ入るを量るということにならざるを得ないわけだから、財政運営については公共施設の必要と、財政の状況と、これを見量りながら進めていかないと結果的には市民に犠牲がしわ寄せするということになるんですよ。だから今回の財政運営はこういう結果がもたらしたという点では失政だという風に私は言わざるを得ません。意見です。

○**島岡副委員長** 入るを量るという部分が、私は、例えばいろいろな遊んでいる土地があればそこを売り払って、建てるとかですね。そういったことを促進していくような、そういう固定資産税がもっと伸びるような、そういうことができないだろうかということで、決していっぱい取ろうということではないんですけども。

○**吉田委員** これは一般財源の基金が枯渇するのが平成36年、昨年度の見通しと変わらないと。要は基金が無くなるのを1年でも遅らせる、2年でも遅らせるということで、厳しい財政状況の中やっていこうというような、健全策だよな。やっぱり基金のゼロ枯渇というのはまずいと。1年でも2年でも先延ばしするような財政でもって予算を組んでいこうと。なんだけど、結果的に1年やって見たらやっぱり変わらなかったと。これでさ、本当に一般財源の基金が枯渇した時に予算なんていうのは組めるの。

○**佐藤財政課長** 基金の枯渇した予算は組めないの、どうしても経常的な、本当に久松委員さんがおっしゃったとおり、市民サービスにもつながってしまうこともあり得るような歳出を削減するということになってしまう。骨と皮のような予算になってしまうということです。歳入が決まったらそこに歳出を合わせるしかないの。赤字ですよという予算は見積もれないから。

○**吉田委員** その時は、佐藤課長はまだ現職の職員でいるのか。

○**佐藤財政課長** 微妙ですね。

○**久松委員** 責任もって最後までいろよ。これはね、必要な公共事業だということのならわかるよ。市民会館の大規模改造耐震化。これもわかるよ。それから給食センターの老朽化したことによる建替え。これもわかるよ。だけど、こういう財政状況の中であれだけの大規模な事業をね、次々と進めているわけよ。結果、昨年度より悪化せざるを得ない状態でしょ。私は深刻な財政状況にあることをね、どれほど三役が認識しているのかちょっと理解できないね。佐藤課長をいじめるだけ。

○**吉田委員** 意見として、やっぱり今久松委員がおっしゃった中でね。それには合併特例債のあめとむちがあったなあと私は思うんだよな。特例債があの時限立法の中で使おうと、交付税で戻ってくるからといって、次々とやりたかった事業が、やったわけだからな。あれがひとつのなんていうかな。判断ミスというか、そういうのがあったのかなあと今ちょっと思うなあ。

○**久松委員** 有利な制度だから使い切ってしまうべと。

○**吉田委員** 使わなくていいんだよ。

○**島岡副委員長** 恩恵もあるわけだよな。

○**佐藤財政課長** あります。7割は。

○**篠塚委員** 願いがあるんですが、財政調整基金で、どういう風にその基金を取り崩

したりしているのか中々見えてこないところがあるので、29年度ベースでいいので、歳入と歳出の一覧表みたいなものが出てくると思うんだ。税収が5月に入ってきて、11月ころが一番厳しくなる時に財調から崩して一般財源に入れたりするじゃないですか。それのところが表みたいな作っていただくと、基金をどこで崩して、一番市がお金が無くなって、お金を出すとか。無い場合は銀行借り入れできるわけですよ。今まで土浦市は銀行借り入れしてないけれども。そのことは財調が無くなってくればあり得るわけですよ。そういうのをわかるように、ちょっとわかりやすいような表を作っていただくとみんなわかりやすいのかなあという気もするので、それが長期財政フレームの中にもねてくればわかりやすいのかなと思うのですが、ちょっと意見として。

○吉田委員 銀行の借り入れなんかは短期のものはやってたよな。やってなかったっけ。

○佐藤財政課長 短期。そうですね。短期というか。繰り替え運用とって、現金があるものから借りてというのはやっていました。何ヶ月間とか。ボーナスとかでかいときに。それだけです。

○島岡副委員長 例えば、こういう財政難となる他の市があるじゃないですか。そういうところで一発逆転の作戦とかさ、だってそうなっちゃったら終わりだからさ、その前に一発逆転とか考えるしかない、俺は商売だったら、自分だったら思っちゃうわけなんだけれども。そういうのをやった例というのはないの。夕張市までいっちゃうとあれでしょうよ。

○佐藤財政課長 夕張市は逆の一発逆転です。

○島岡副委員長 他の市でやっているとしたら。

○佐藤財政課長 研究しておきます。

○平石委員長 その他、何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、平成30年度補助金等検討委員会についての説明願います。

○佐藤財政課長 補助金の見直しでございますが、6月から5回の審議を行いまして、9月27日に提言をいただいたものの提言書でございます。それからこちらが平成30年度の補助金の判定の一覧表でございます。補助金の提言につきましては、提言書の方ですが、まず結果の方でよろしいですかね。9ページですね。9ページを見ていただくと、真ん中の方に、ア、補助金の分類のところを審査を要するもの。それから審査を要しないもの。合わせて152件を審査したということでございます。10ページでございますが、その補助金を国、県の。真ん中の表に、国、県の補助金とか。それから廃止が決まっているものとか。まだ3年を経過していないものとか。社会福祉協議会の人件費という補助金は査定に馴染まないということで除外した、全部で116件を審査したものです。その審査の方法ですが、9ページに戻っていただくと、真ん中にあるように審査を要するもの。個別審査、それから包括審査ということで、個別審査については、担当課を呼んでヒアリングをした方がいいんじゃないかというようなものを12件。そ

の他全部を書類審査の上、各委員に審査をしてもらう。これを包括的にやったということで包括審査ということで全部を審査したものでございます。その審査の結果でございますが、それが別紙、補助金の審査判定一覧表となります。こちらの一番最後のページをご覧ください。6ページになります。下の方にあります審査対象ということで、不要判定を受けたものが10件。それから要改善61件。それから継続が55件という結果になっているものでございます。その他審査対象外ということで全体が書いてございます。1ページに戻っていただいて、表の見方でございますが、左の方から担当課ということで補助の名称、補助事業名、補助金の性質ということで、どういう団体への事業補助ということであるとか、個人の事業補助であるとか、それから30年度予算ということで、24年度の提言。前回の結果。審査。これは包括か個別ということでございます。その下、DとかEとかございますが、それは補助のグループを担当課の方に分けたものでございまして、補助金の提言書の方にそのわけ方については12ページに記載しているものでございます。審査の判定というところで、不要、要改善となっているものでございまして、一番上の政策企画課の補助金について、判定の結果。これは包括審査を受けたところ、不要だという判定を受けているということで、その意見、理由というところで、広告料収入。量という字がちょっと違っているんですけど、収入が増加しており補助金がなくとも事業実施は可能であったと、補助金の役割は終わっているのではないかというような意見があったというところでございます。その他、上から4番目の個別審査というのがございますが、これは土浦市更生保護女性会への補助金ということで、これも不要ということでございまして、補助金を受けていない類似の団体との公平性の観点から不要であったと。それから会費や寄付の範囲内で活動すべきということで、ボランティアの団体も更生女性保護団体と同じような団体がいるという中で、公平性が保たれてないじゃないかということで不要などの意見が出ております。以下不要という団体は10件ございました。これは提言を受けまして、これを尊重する形で市の方で査定などに反映しつつ議会のご審議をいただくというような方向でこれから進めて行くというところでございます。以上です。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○久松委員 審査区分のグループ分類というところで、右の端のアルファベットなんだけれど。

○佐藤財政課長 はい。これは補助金見直しについての提言書の12ページ。こちらの本編のですね。

○久松委員 ああ、グループ名。

○佐藤財政課長 グループ名ですね。平成24年度に不要とされたものとか。団体の補助であるとか。これは事務局の方で分けやすいように参考までに、準ずるとなっているものでございます。あとは提言書の方にこの後のあり方であるとか、そういったもので、やはり減らすものばかりではなく、充実させた方がいいんじゃないかとか。それから、やはり同じような団体があるので、そういったものも統合するのも必要であるとか。そういった意見が出されました。平成24年度から現在になるにあたって、24年

のころとはまた違った社会状況もあるので、市の政策として、整合するような補助金行政が必要なんではないかというようなことで締めていただいております。

○平石委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

その他市長公室から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 委員から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 市長公室の皆さんは退席して結構です。

(市長公室退席)

(総務部入室)

○平石委員長 これより総務部の案件について協議を行います。総務部資料に基づき、土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正についての説明願います。

○今野人事課長 1ページをお願いします。土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正案についてご説明します。本案につきましては、本年1月に人事院勧告が発せられましたので、その後県の人事院勧告、国家公務員等の給与法等の改正等、更には本市職員組合との交渉を踏まえまして、本市職員の給与についても所要の改訂を行うものでございます。人事院が全国、約1万2,500の民間事業所を調査いたしました結果、民間の方が公務員より高いという官民格差が生じていることから、月例給については、平均で約0.2%程度。ボーナスについては0.05月分を引上げることとされたものでございます。それでは具体的な改正内容について、2番の改正内容をご覧いただきたいと思っております。まず(1)の職員給与等の改正でございます。①のアの給料表の引き上げ改定につきましては、行政職及び消防職ともに、官民格差を踏まえ、平均で0.2%。金額ですと、若年層においては約1,000円程度、その他は400円程度を4月に遡って引上げるものでございます。次、イのところをご覧いただきたいと思っております。ボーナスでございますが、こちらも官民格差を踏まえまして、昨年度に引続き引上げをするもので、勤勉手当については0.05月分引上げるものでございます。今年度に限っては12月に遡りまして、12月期に当該分を上乗せして遡及的に引上げを行うものでございます。さらに、ウのところでございますが、職員が土曜、日曜、祝日の閉庁日に日直業務に従事した場合、支給する手当額について、国家公務員に習いまして200円増額をするものでございます。次、②でございますが、表にありますとおり、6月期及び12月期に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合が均等になるように配分するものでございます。表の計の欄をご覧いただきますと、平成30年度は6月期よりも12月期の方が0.2月分上回っておりますが、31年度は6月期の支給割合を0.1月引上げまして、12月の支給割合を0.1月引下げることによりまして、同じ割合。同率とするものであります。2ページの(2)及び(3)でございますが、市議会議員、それから市長等の常勤特別職につきましては、期末手当について国に準じて、それぞれの関係

条例を改正し、0.05月分引上げを行い支給するものでございます。①のとおり、今年度に限っては12月期に当該分を上乗せして遡及的に引上げ。②のとおり、来年度は6月期と12月期に均等になるよう、2分の1ずつ配分するものでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、土浦市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正についての説明願います。

○今野人事課長 3ページをお開き願います。土浦市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正案についてご説明いたします。1番の改正理由でございますが、本案につきましては、今後ますます高度化、多様化が想定される行政課題に備えるため、専門的な知識や経験をもった人材を任期付で採用するための所要な改正を行うものでございます。本市においては一定の期間内に業務終了が見込まれるなど、一定の条件に該当する場合に任期付職員を採用しておりますが、新たに特定任期付職員と一般任期付職員の2種類の任期付職員の採用を可能とするものでございます。2番の主な改正理由の

(1)にありますとおり、特定任期付職員は高度の専門知識、経験等が求められるため職員からの内部登用ができない分野における民間人材のことであり、具体的には弁護士や公認会計士などの資格を有するものが想定されております。次に、一般任期付職員は、専門的な知識や経験をもつ人材で、内部職員を育成するには、相当の期間を要する。要につきましては、従事するものであり、シティープロモーションマネージャーや危機管理監などが想定されております。いずれについても任期は5年間以内となっております。次、(2)のところになります。特定任期付職員につきましては、特に高度な専門的知識、経験等が求められることから、①の独自給料表の適用や②の業績に応じた業績手当の支給など、一般職員と異なる給与体系となっておりますが、これらは国家公務員に準拠した内容となっております。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○久松委員 こういう改正が必要になった理由はなんですか。

○今野人事課長 国の方で任期付職員の制度の条例等のある法律があるのですが、土浦市はまだ整備されておりましたので、それに合わせて改正を行って、今後多様化する行政課題について対応するために今回条例改正をさせていただくものでございます。

○久松委員 そうすると、土浦の条例改正が国の規定に対応できるように改正されていなかったのを合わせて改正する。そういう意味。

○今野人事課長 はい、そのとおりでございます。

○久松委員 これが改正されると具体的に実行される見通しはどうなんですか。

○今野人事課長 現在のところはまだ具体的に、どうなっているか、こういうことはございませんが、将来に備えまして、たとえば、龍ヶ崎市だと危機管理ということで気象

予報士などを雇って危機管理に備えているということがありますので、今後そういったことに対応できるような体制を整えるものでございます。

○平石委員長 その他、何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

次に、平成30年度土浦市一般会計補正予算案人件費についての説明願います。

○今野人事課長 4ページをお願いします。平成30年度土浦市一般会計補正予算第4回案についてご説明します。1番の改正理由でございますが、本案につきましては、人件費について、本年4月の人事異動によります人員の増減に伴う過不足の補正。当初予算に対します退職や育児休業による人員の減に伴う予算の補正。土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正によりまして、給料表及び勤勉手当支給率等の改定を実施することに伴います予算の補正をお願いするものでございます。2番の補正予算額につきましては、5ページの平成30年度第4回補正予算に係る職員人件費補正予算額案の概要をご覧くださいと思います。趣旨ですが、会計ごとの補正予算の状況でございます。ご案内のとおり人件費は給料、職員手当等及び共済費の合計で構成をされております。表をご覧くださいと思います。項目の左から会計、補正前の予算額、補正予算額、計とありますが、補正後の予算額になります。単位はいずれも千円となっております。項目の会計のところでございますが一般会計と5つの特別会計の区分について標記をしております。それから補正前の予算額の枠内の1番右側の計という項目の1番下の網掛けになっている数字、80億5,977万2,000円が補正前の予算額の総額になります。この当初予算額に対しまして、補正予算額は総額は1億4,289万7,000円の減額になります。補正の要因の方につきましては、大きく分けて3つの要因がございます。1つ目が育児休業者が32名程度と、例年の22,23名という数を想定10名ほど超えているということ。また、予算編成後の予定外の普通退職者が5名程度いることなどによります支給対象者の減少によるものが1つ目の要因と。2つ目が給料が減額になることによりますと、給料と連動しております地域手当、期末手当等の支給額が減額となってまいります。3つ目の要因といたしましては、共済に支出しております共済負担金の標準報酬が想定したものよりも低かったことといえるものでございます。このことによりまして人事院勧告に伴い月例給料を増額補正するものの、退職や育児休業に伴う給料の支給対象者の減による給料の減額やそれに伴う各種手当の減額補正の額が上回るためマイナス補正となるものでございます。補正後の予算額につきましては、1番右側の計の1番下の網掛けのところ、79億1,687万5,000円となります。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○久松委員 この補正予算は、先ほどの職員の給料に関する条例の改正に伴う支出。増減ということなんですか。

○今野人事課長 それもでございますが、育児休業とか、予定以外の普通退職。そういった方々も入っての人件費の補正となっております。

○久松委員 それじゃ、条例改正の給与改定による増額というのはどのくらいあるの。

○今野人事課長 概ね3, 500万円程度の増額ということでございます。

○平石委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、土浦市民会館耐震補強及び大規模改造建築主体工事請負契約の締結についての説明願います。

○渡辺管財課長 6ページをお開きください。本案件、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する案件でございまして、工事につきましては、予定価格が1億5千万円以上のものが該当いたします。本案件、教育委員会文化生涯学習課からの案件でございます。本日、文化生涯学習課より佐賀課長、中澤補佐が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。始めに今回の工事の目的でございますが、8ページをお開き願います。今回の工事の概要でございます。ページ中ほどから下のところ9番に記載がございますように、土浦市民会館、老朽化が著しく耐震基準を満たしていないことから、施設の耐震化を図るとともに、老朽箇所の大規模な改造を行いまして文化芸術活動の拠点として市民の方々などが安心、安全に利用できるように整備を今回行うものでございます。次に10番、工事の内容でございますが、耐震補強工事を始めとしまして、天井の改修工事、トイレ、客席の改修交換、エレベータ及びスロープなどの新設などを行うものとなっております。6ページに戻っていただきまして、名称、工事場所、工事内容につきましては記載のとおりとなっております。契約金額につきましては、税込み9億2,340万円。契約予定の相手方としまして、市内に本社を有する郡司建設株式会社と同様に市内に本社がございます池田林業株式会社との共同企業体でございます。こちらの出資比率は、郡司建設63%。池田林業が37%となっております。契約方法でございますが、11月8日に一般競争入札にて執行の方をいたしました。当案件、JV共同企業体の案件でございまして、市内に本社を有し土浦市において建築一式工事の格付けA等級の企業同士のJV案件となっております。企業体構成の条件といたしましては、構成員の数は2社、出資比率の加減値は30%としております。入札結果につきましては7ページをご覧にいただきたいと存じます。中段に記載のとおり3つの企業体から応札の方ございました。予定価格につきましては、左下に記載がございますように税抜きで8億7,007万円。また、最低制限価格につきましては、税抜き7億8,306万3,000円。落札率98.26%という結果でございました。その他資料といたしまして、9ページの方をご覧いただきますと、完成イメージ図の方。こちらお付してございます。こちらを横にしてご覧いただきまして、上段のもの、市民会館駐車場側から施設を望んだイメージ図となっております。同様に左下のイメージ図は大ホールのものでして、今回1階中央部の座席を千鳥格子上にですね、配列をしまして客席から鑑賞しやすくなる設計の方になっておりまして、座席幅につきましても、現在より5センチ広く、幅50センチのものに交換されるというものでございます。また右下のイメージ図の方、小ホールのものでして、こちらは新たにセンターに通路の方を配置するこ

とによりまして、通常時やさらに非常時におきましても、鑑賞している方々が出入りのしやすい設計となっているものでございます。続きまして10ページの方をご覧ください。こちらを横にしてご覧いただきますと、こちらは1階の平面図となっております。右下に凡例の方をカラーでお付してございますが、耐震補強につきましては、さまざまな工法を併用することによりまして、建物内部の使い勝手を悪くしないような補強方法を採用しております。また大規模改修に関しましても同様に色分けの方して表示させていただいておりますのでこちらはご覧いただければと存じます。続きまして11ページをご覧くださいと、こちらは2階の平面図となっております。こちらは2階最前列の安全手すりの高さを今回75センチに嵩上げし、落下防止ルーバーの方を設置するなどの計画としております。次の12ページをご覧くださいと3階の平面図となっております。こちらの方も同様にご覧いただければと思います。さらに13ページを開いていただきますと、こちらは整備事業のスケジュールとなっております。1番左側から中ほどに記載してございます本体工事等の欄における建設工事のところは今回の工事の行程表となります。工期につきましては議会の議決をいただいた翌日から再来年2020年。現在の年号ですと平成32年3月15日までの予定となっております。その後準備期間をおきまして、5月供用開始という予定となっております。本案件についての説明は以上です。よろしくお願いたします。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○島岡副委員長 例えば、これは終わってしまった話なんですけれども、市営球場のダックアウトの椅子はライオンズクラブで寄付をさせていただいたりしたんですね。例えば後ろ側のフェンスの広告等とかですね。これを作るにあたって、広告等の配置とか考えていますかね。

○佐賀文化生涯学習課長 寄付につきましては、この後またご相談をさせていただいて進めさせていただきたいと思います。また、ネーミングライツ等も今後検討したいということで、あわせて進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○久松委員 イメージ図で東側にあるのはなんですか。これ。

○平石委員長 9ページですか。

○渡辺管財課長 1番左の上の駐車場から見たイメージ図の東側にある。これは補強壁を作りまして、耐震補強のものでございます。通常であれば、1番簡単な補強方法は室内に壁を増やして耐震補強するのが1番でして、その次は学校で、学校とか幼稚園でやっているような鉄骨を外側に組んで、ブレス構造です。それをやるのが1番いいんですが、やはり市民会館の使い勝手を悪くしてはということで、いろんな方法を併用することによって内部をなるべく今のままの使い勝手がいいようにということで今回、はい。

○平石委員長 1点教えてください。来年成人式行った後、耐震工事と聞いていた気がするんですけども、これ見ると12月から契約してすぐ工事期間となっているのですが、その辺はどうなんでしょうか。

○渡辺管財課長 この図はですね、議会承認の本契約をしたところから棒線が引いてあるんですが、それは対応が終わってから、工事の方は着工するような調整の方は。

○平石委員長 わかりました。そうしますと再来年の成人式というのはどこでやる予定なんですか。

○佐賀文化生涯学習課長 再来年は市民会館が使えないという状況になりまして、他の施設を考えているところなんですけれども、1箇所に集めてできる場所といいますと、水郷体育館のところか、もしくは各地区ごとで、中学校区ごとに開催するような形にしたらどうかというようなことで、来年31年度に成人を迎える人たちを一度集まっていたらいい、今度の1月に成人する方は既に実行委員会2回ほど開催させていただいて進めさせていただいているんですけれども、この先に成人する方も集まっていたらいい相談をさせていただき会議を設けさせていただき予定でございます。

○平石委員長 一生に1回の機会だと思いますから皆さんにとって素晴らしい成人式になるように何とかお願いしたいと思います。

○久松委員 やっぱ9ページのイメージ図なんだけれど、大ホールの座席数が1,019席、小ホールが288席ということなんだけれど、大規模改造後、座席数が少なくなると800くらいになると前聞いた記憶があるんだけれど、どうなんですか。

○渡辺管財課長 こちらのイメージ図に標記しているものが新しい座席の数でございます。大ホールだと163席マイナスに、やはり千鳥格子にしている関係上はい。小ホールの方がマイナス54席にはなるんですが、やはり使い勝手を考えると。

○吉田委員 入札終わってからの仮契約は次の日やっているよね。そうすると本契約も議会が承認すれば、やっぱり次の日あたり本契約するの。

○渡辺管財課長 おっしゃるとおりで、すぐ本契約の方に移りまして。1日でも早く準備の方に掛かっていると。

○平石委員長 その他、何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、土浦市民会館耐震補強及び大規模改造電気設備工事請負契約の締結についての説明願います。

○渡辺管財課長 本案件も土浦市民会館整備工事に係るものでして、こちらは電気設備工事の契約案件でございます。16ページお開き願います。こちらでも今回の工事の概要となっております。今回の工事の目的については、先ほどの案件同様、9番に記載がございますように文化芸術活動の拠点といたしまして市民の方々が安心、安全に利用できるように整備をいたすものでございます。次に10番、工事の内容でございますが、電気設備工事の一式すべて、受変電設備工事を始めとしまして、動力設備、発電機設備、舞台照明、音響を含む放送設備等の工事の内容となっております。14ページに戻っていただきまして、名称、工事場所、工事内容につきましては記載のとおりでございます。契約金額につきましては、5億7,002万4,000円。契約予定者としましては、市内に本社を有する吉原電気工業株式会社と同様に市内に本社のある都和電設工業株式会社との共同企業体となっております。こちらの出資比率、吉原電気が60%。都和電設が40%。6対4の割合となっております。こちらの契約方法でござ

いますが、同様の11月8日に一般競争入札にて執行の方をいたしております。当案件もJVの案件でございまして、同様に構成員の数は2社、出資比率の下限は30%としております。今回の案件建築と同様、市内に本社がございます電気事業者2社のJVとして入札の方を執行したものでございます。その理由といたしましては、今回の予定価格税込み5億7,000万円を超える案件でございまして、通常行っております市内電気業者1社での請負の方では工事規模が大きいということから、今回市内電気業者2社のJVで執行したところでございます。こちら給食センターと同条件で市内JVで行っております。入札結果につきましては15ページをご覧ください。こちらも応札の結果、中段に記載がございましており3社の企業体から応札がございました。予定価格につきましては左下に記載がございまして税抜きで5億3,092万円。また、最低制限価格につきましては、4億7,782万8,000円で、落札率99.41%という結果でございました。資料といたしまして、先ほどと同様に16ページに本工事の概要、続く17ページに先ほどと同様のものですが施設整備のスケジュールを添付させていただきました。こちらの方はご覧いただきたいと存じます。工期につきましても、先ほどと同様、議会の議決の翌日から再来年2020年3月15日までの予定となっております。説明の方は以上です。よろしく願いいたします。

○平石委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、土浦市民会館耐震補強及び大規模改造空調設備工事請負契約の締結についての説明願う。

○渡辺管財課長 本案件も引続き、土浦市民会館整備工事に係る空調設備工事の契約案件でございます。工事の目的につきましては、先ほどの案件同様となっております。契約名称、工事場所につきましては、18ページ記載のとおりでございます。工事内容でございますが、こちらに記載がございまして、整備工事に係る空調設備工事一式を行うものでございまして、空気調和、換気設備等の内容となっております。契約金額につきましては、税込み2億5,110万円。契約予定の相手方といたしましては、市内に本社を有する株式会社星総合設備と同様に市内に本社を有する株式会社アサヒテクノとの共同企業体でございます。こちらの2社の出資比率、星総合設備が65%。アサヒテクノが35%となっております。契約方法でございますが、こちら同日11月8日に一般競争入札にて執行の方をいたしております。こちらJVの案件でございまして、構成員の数2社、出資比率、下限30%同様としておこなっております。今回の案件建築、電気工事と同様に市内に本社がある換気事業者2社のJVとして入札の方を執行したものでございます。入札の方結果といたしましては、19ページに記載の方をしてございます。中段に記載がございましており2社の企業体から応札の方がございました。予定価格につきましては左下に記載がございまして税抜きで2億3,579万円。最低制限価格、税抜き2億902万7,000円で、こちら落札率98.60%という結果でございました。資料といたしましても、先ほどと同様に20ページに本工事

の概要，21ページには施設整備スケジュールを添付させていただきました。こちらの方はご覧いただきたいと存じます。工期につきましても，先ほどの案件と同様，2020年3月15日の予定となっております。説明の方は以上です。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 この件について何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

次に，土浦市民会館耐震補強及び大規模改造舞台機構工事請負契約の締結についての説明願う。

○渡辺管財課長 22ページからになります。本案件，こちらも土浦市民会館整備工事に係るもので，こちら舞台機構工事の契約案件でございます。契約名称，工事場所につきましては，22ページ記載のとおりでございます。工事内容でございますが，こちら，整備工事に係ります大ホール，小ホールの舞台設備工事一式を行うものでございまして，撤去，新設工事等の内容となっております。契約金額につきましては，税込み2億2,814万5,680円。契約予定の相手方といたしまして，三精工事サービス株式会社東京支店でございます。こちらは大阪府の豊中市に本社がございます会社の東京支店でございます。契約方法でございますが，こちらは管財課の方で舞台機構の工事実績のある業者を今回調査しましたところ，土浦市に入札参加資格の登録がある業者，4社ということでしたので，4社を今回指名いたしまして，11月5日に指名競争入札にて執行の方をいたしております。入札結果につきましては，23ページをご覧いただきたいと思っております。中段に記載がございますとおり，応札の結果，三精工事サービス株式会社が落札者となったものでございます。予定価格につきましては左下に記載がございますように，税抜きで2億3,603万円。最低制限価格については，税抜き2億924万円で，こちら落札率89.50%という結果でございました。資料といたしましては，先ほどの案件と同様に24ページに本工事の概要，続く25ページに施設整備スケジュールを添付させていただきました。工期につきましても，議会議決の翌日から先ほどの案件と同様に，2020年3月15日までの予定となっております。説明の方は以上です。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○吉田委員 議会中の委員会の時に，この三精工事サービス株式会社だけどさ，ぜんぜん知らないもので，他はみんな土浦市内の業者だからいいんだけど，ちょっと会社の概要なんかあれば提出してもらっていいかな。

○渡辺管財課長 はい。委員会の資料に，資料として付けさせていただきます。

○海老原委員 舞台工事なんだけれど，小ホールと大ホールと両方あると思うんだけど，幕はどうなっちゃうの。

○佐賀文化生涯学習課長 緞帳の方かと思っております。大ホールにつきましては，かなり金額が張るものとなってしまいまして，工事の中では新しいものに新調できないということがございますので，クリーニングをさせていただきます。同じものを使用させてい

ただくといったところでございます。小ホールにつきましては、新しい緞帳の方を入れさせていただきます。

○海老原委員 クリーニングだけで大丈夫なの。

○佐賀文化生涯学習課長 一応クリーニングの方を確認させていただいておまして、ただクリーニングもあれだけ大きいものになりますと特殊になりまして、およそ1,000万円を見込む。保管等も含めましてのものとなっております。

○海老原委員 1,000万というのは、これとは別。

○佐賀文化生涯学習課長 こちらも工事の中に含めさせていただいているものでございます。

○平石委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、平成30年度土浦市一般会計補正予算案についての説明願います。

○渡辺管財課長 26ページをお願いいたします。平成30年度土浦市一般会計補正予算第4回案のうち、財産管理事業について、ご説明をいたします。始めに今回の補正の理由でございますが、歳出につきましては、今年6月に発生いたしました大阪北部地震による塀の倒壊被害を受けまして、管財課が現在管理しております市有地の中にある道路や隣接地に添って建てられておりますコンクリートブロック塀の調査に係る費用でございます。内容としましては、先立って建築指導課で行いました安全点検において判断が不明となったものにつきまして、今回境界確認等の地籍測量調査及び建築基準法に適合しているかどうかを調査する委託料となっております。また、歳入につきましては、旧第二幼稚園、旧大岩田幼稚園跡地の2施設の売払いかかる不動産売払収入について増額補正の方を行うものでございます。次に2番の補正予算額をご覧いただきたいと存じます。歳出に関しましては、2款総務費1項総務管理費8目財産管理費の13節委託料におきまして、表の1番右側の今回補正額内訳をご覧いただきますと、1番の境界等確認するための地籍測量等委託につきましては、旧高津庁舎、旧消防本部、それから下坂田貸付地の3箇所。2番の建築基準法適合調査につきましては、旧高津庁舎、下坂田貸付地の2箇所となっております。2つの委託費、合計406万4,000円を今回補正するものでございます。同様に(2)番の歳入に関しましては、17款財産収入2項財産売払収入2目不動産売払収入の1節不動産売払収入におきまして、旧第二幼稚園、旧大岩田幼稚園の2施設の売払にかかる合計1億2,287万8,000円の補正を行うものでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○久松委員 これ、ブロック塀の調査、何箇所くらいですか。

○渡辺管財課長 管財課が持っている土地で、今回やるのは2箇所でございます。

○久松委員 管財課が持っているというのは前提だな。うん。全部でという意味なのよ。他にもある。

○渡辺管財課長 こちら建築指導課の方で所管で調べているもので、手持ちの資料で答

えさせていただきますと、建築基準法で不明となったブロック塀で全部で37箇所という風に聞いております。そのうち、手で押してみたり、完全に危ないようなブロック塀は1箇所あるとは聞いておりますが、ですから36箇所は不明となっております、今回補正であげさせていただきます、全庁的に各課が補正予算を取りまして調査すると聞いております。

○久松委員 これ建築指導課が担当でやっているの。

○渡辺管財課長 はい。

○久松委員 補正予算の四角い枠の中で、下坂田貸付地とあるんだけど、この上に建物ができているのですか。

○渡辺管財課長 下坂田貸付地というのは、新治村時代に、昭和59年に坂田地区の老人会の憩いの施設としまして新治村が市民の方から買収した施設。今一軒屋が建っております、その後、平成6年にその当時、元筑波大学教授で、現在芸術家をやっていらっしゃる篠田さんという方が、こちら87歳になる方なんです、アトリエとして現在まで賃貸借している物件でございます。

○久松委員 それの建築基準法適合調査というのをやるわけ。

○渡辺管財課長 敷地の道路との境界にですね、その当時から建っていたブロック塀が建っております、市の持ち物で賃貸借で貸しているということで、市の方で今回調査を行うものでございます。

○吉田委員 財産収入でさ、大岩田幼稚園の跡地に関しても議会案件で総務市民委員会にかかっているんだけど、総務市民委員会で否決されちゃったらどうなるの。

○渡辺管財課長 私も政策企画課に確認はしたんですが、本契約になった場合に、議会議決後、契約になって、収入の方が補助金返還等を考えると、今回1度補正予算で上げさせていただきます、もし否決した場合は全額補正をするような形になると聞いておりますが、すいません。

○平石委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、土浦市税条例の一部改正についての説明願います。

○羽成課税課長 27ページをお願いいたします。改正の趣旨は中小企業等経営強化法による地方税法の特例期間が満了となり、特例が終了するため、土浦市税条例の一部改正をお願いするものでございます。改正の内容についてご説明いたします。中小企業者の経営力向上を支援するため、平成29年4月から中小企業等経営強化法により中小企業事業者が取得する一定の機械や装置等に係る固定資産税標準の価格の2分の1を減額して支援しておりましたが、生産性向上特別措置法の施行に伴う条例の一部改正を、先ほどの6月の議会をお願いをしておりました、固定資産税額を2分の1からゼロへ改正となりました。これまでの中小企業経営強化法による支援は、平成31年3月31日の適用期限で満了となり、法附則第15条第43項が削除するものであります。地方税法の条文中第44項以降を繰り上げるものとなります。改正する市税条例は、27ページ

の下の段を見ていただきますと、付則第13条の2第17項から19項、付則第27条が該当する条例になります。改正する内容は四角の内容となりますので、よろしく願いいたします。施行日は平成31年4月1日からとなります。資料の28ページは条文の条例となっております。29ページは新旧対照表となりますので、よろしく願いします。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かあるか。
（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

次に、平成30年度土浦市一般会計補正予算案債務負担行為についての説明願います。

○真家選挙管理委員会書記次長 平成30年度土浦市一般会計補正予算案債務負担行為についてご説明申し上げます。30ページをお願いします。こちらが4月に執行予定となっております土浦市議会議員一般選挙に係る債務負担行為の設定となります。平成31年4月30日に任期満了を迎える土浦市議会議員一般選挙につきましては、現状ですね4月21日に投開票となる見込みでございますが、委託や物品の購入など、執行業務の一部につきましては、3月中に契約等の手続きを進める必要があることから債務負担行為により対応するものでございます。資料の1番、債務負担行為限度額については、1,978万9,000円でございます。次に2の内訳でございますが、表のとおり、ポスター掲示板の購入、その設置及び撤去業務等となっております。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かあるか。
（「なし」という声あり。）

○平石委員長 その他総務部から何かありますか。

○真家総務課長 資料はございませんが、その他でご報告申し上げます。11月3日に開催いたしました防災訓練につきましては、天気に恵まれ、おかげをもちまして無事開催をすることができました。委員の皆さまにご参加をいただきまして誠にありがとうございました。また、災害協定につきましては、10月31日にレンタル資機材の優先供給を内容とする、日立建機日本株式会社ほか3社と新たに協定を締結いたしました。こうした専門性の高い分野につきましては、提携を強化していくことによりまして、本市の防災、減災対策を更に充実させていきたいと考えております。さらに、今週の金曜日30日に告示、12月9日投開票の茨城県議会一般選挙につきましては、ご説明したいと思います。投票所はこれまでと同様、市内50箇所でございます。投票時間は午前7時から午後6時までとなっております。なお、開票につきましては、霞ヶ浦文化体育会館におきまして、午後8時からを予定してございます。また、期日前投票におきましては、12月1日土曜日から8日土曜日まで、市内5箇所を予定しておりまして、うちイオンモール土浦専門店につきましては、午前9時30分から午後8時までとなっております。その他4箇所につきましては、午前8時30分から午後8時までとなっております。なお、今回の県議会選挙におきまして、投票所の変更が4箇所ございます。第6投

票所が青少年ホームから生涯学習館。旧図書館でございますが、そちらに変更となります。大岩田投票区が大岩田幼稚園から大岩田小学校。都和第5投票区が都和保育所から都和公民館へ。板谷投票区が板谷公民館から都和児童館へ変更となります。こちらにつきましては、11月中旬の配布のタイミングであります11月15日に該当する各町内会への回覧を行ってございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 その他、何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○平石委員長 委員から何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○平石委員長 総務部の皆さんは退席して結構です。
（総務部退席）
（議会事務局入室）

○平石委員長 これより議会事務局の報告事項について説明を行います。議会事務局資料に基づき、公用車に係る物損事故についての説明願います。

○塚本議会事務局長 議会事務局の職員が先日、公用車にて物損事故をおこし、その後示談が成立しましたので、ご報告いたします。報告案件の資料につきましては、報告第34号でございますが、別紙の資料を用意させていただきまして、これでご説明させていただきます。事故発生日時が8月24日14時ごろということで、この日は9月議会の議案配布中でありました。2番の発生場所でございますが、木田余1340番地先ということで、二中地区公民館の前の通りに、木田余の踏み切りの道から公民館の前の道に入るT字路のところでの事故でございます。4番の事故の概要としましては、優先道路というべく二中地区公民館の前の通りを走っていた社用車の車に、二中地区公民館の前の通りに入るべく右折した公用車が接触をしてしまったものでございます。裏面をご覧いただきまして、上の写真が公用車でございまして、ナンバープレートが剥がれている状況でございます。下が相手の社用車で、この和解に関しましては24万8,292円を相手方に支払っております。市全体としての公用車の事故が増えている状況でございますが、市側としても職員を集めて12月18日に研修会を行うということになっておりますが、私ども議会事務局の職員に対しても私の方から、朝礼にて公用車の運転等、十分注意するよう注意喚起をいたしました。以上でございます。

○平石委員長 その他、何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○平石委員長 委員から何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○平石委員長 議会事務局の皆さんは退席して結構です。
（議会事務局退席）

○平石委員長 協議事項

1点だけですけれども、今回総務市民委員会で陳情がございまして、委員会の日程を、陳情で説明にくるものですから、決めてくださいということですので。12月

1 3 日木曜日でいかがでしょうか。

(「いいよ」という声あり。)

○平石委員長 時間は午前中からでどうでしょうか。

(「いいよ」という声あり。)

○平石委員長 9時半ということにさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。あと事務局の方からなにかありますか。

○事務局 議会初日に全員協議会が9時から開催されます。通知を配布させていただきますのでご確認ください。また、議会終了後に忘年会を開催する予定となっておりますので、よろしくお願ひします。

○平石委員長 以上で総務市民委員会を終わります。お疲れ様でした。